

平成29年第3回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成29年9月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成29年9月8日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	平成29年9月8日	16時41分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	鳥飼勝美	出
	4番	栗野久明	出	11番	大山勝代	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	品川義則	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員	4番	栗野久明		5番	久保山義明	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 藤田和彦		(係長) 久保山晃治		(書記) 椛宏子	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也	まちづくり課長	内山十郎		
	副町長	酒井英良	定住促進課長	毛利博司		
	教育長	大串和人	建設課長	古賀浩		
	総務企画課長	熊本弘樹	会計管理者	村山留美		
	財政課長	平野裕志	教育学習課長	井上克哉		
	税務課長	寺崎博文	産業振興課参事	寺崎一生		
	住民課長	安永宏之	まちづくり課図書館長	天本洋一		
	健康福祉課長	中牟田文明	農業委員会会長	坂本勇一		
	こども課長	平川伸子				
産業振興課長	鶴田勝美					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 重松一徳 (1) 町内農業の課題と将来について農業委員会長に質す
(2) 環境問題について
2. 河野保久 (1) 平成29年度基山町教育の基本方針の疑問点を問う
(2) 環境基本条例の制定に向けての進捗状況は
- 日程第2 追加議案上程 提案理由説明
(議案第30号、議案第31号)
- 日程第3 議案第20号 基山町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第4 議案第21号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第22号 基山町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第23号 基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第24号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第8 議案第30号 多世代交流拠点施設整備工事請負契約について
- 日程第9 議案第25号 多世代交流拠点事業（基山町老人憩の家）備品の取得について
- 日程第10 議案第31号 放課後児童教室建設工事請負契約について
- 日程第11 議案第26号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第27号 平成29年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第28号 平成29年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第29号 平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 認定第1号 平成28年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第2号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第17 認定第3号 平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第4号 平成28年度基山町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 報告第4号 平成28年度基山町財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第20 報告第5号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について
- 日程第21 委員会付託

～午前9時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（品川義則君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

これより重松一徳議員の一般質問を行います。重松一徳議員。

○9番（重松一徳君）（登壇）

皆さんおはようございます。9番議員の重松です。まず、朝早くからの傍聴大変ありがとうございます。感謝申し上げます。

今回の一般質問は、農業問題と、そして、農業にも大変密接に関係のある環境問題について質問をいたします。

農業問題については、今回、坂本農業委員会会長に出席を求め、課題と将来について質問することにいたしました。地方自治法121条で、「普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。」と規定しています。この地方自治法第121条に基づき、坂本農業委員会会長に出席を求めたところ、快く出席いただきました。まず感謝申し上げます。

坂本農業委員会会長は、315アールの農地で米、麦、野菜、それにミカン栽培をされています。町内でも数少ない大規模農家であり、農業に対する見識は大変高い方でもあります。過去に平成24年6月議会に、その当時の農業委員会会長天本治氏に出席を願って、農業委員の主な業務や農業委員会の議案内容、耕作放棄地解消の具体的取り組みなど、基本的なことを伺いました。今回は、町内の農業の課題、そして、将来について質問したいと思っています。

まず、第1点として、(1)新農業委員会制度に移行し、農業委員会委員11名、そして、農地利用最適化推進委員3名、合計14名で7月から新たにスタートしました。従来の農業委員

会制度から移行して、新たに業務は何が発生したのか、まず説明をお願いいたします。

2点目は、(2)町内農業の課題は多々あると思いますし、それこそ中山間地、市街化周辺、農振地域と、地域によって課題は違いがありますが、特に深刻な課題は何があるでしょうか、説明をお願いいたします。

3点目は、(3)第1次産業の農業を第6次産業として位置づけ、新たな農産物の開発も行われておりますが、町内農業の現状を鑑みたときに、新たな農産物は何があると思われますか。

最後に、(4)町内農業の将来性について、農業委員会会長としてどのような認識をされているのか質問いたします。

質問事項2として、環境問題について質問いたします。

環境問題については、過去数度一般質問をしてみましたが、人間が活動すれば、それに伴って自然環境に影響を与え、自然治癒の限界を超えれば公害問題が発生します。今回の一般質問は、環境負荷をいかに減らしながら住環境を守っていくのかを主眼に置いて質問いたします。

第1点は、(1)ごみ収集の問題です。

基山町のごみ、資源物の収集はきめ細かに行われておりますが、問題も発生しております。各地区により問題点の違いもありますけれども、どのように把握されているのか、説明をお願いいたします。

2点目は、(2)今回、企業からのごみ収集可燃物袋の仕様が変更されましたけれども、その理由について説明をしてください。

3点目は、(3)町内リサイクル率の現状と今後の課題について説明してください。

4点目は、(4)私は以前から、企業が町内に進出するときに、進出協定や環境保全協定の締結に、町長だけではなく地元代表も一緒にするのがトラブルの未然防止になるというふう主張してきておりますけれども、地元代表を加えることについてどのように考えられているのか、説明してください。

最後に、(5)環境基本条例の制定については、私は平成20年の6月議会からこの問題については数度提起しておりますし、今回、後で河野議員も質問されております。私は、ここを議論する中で、期限を切っていつまでに制定するというふうに明言していただいたほうがいいというふうに思っております。いつまでに制定するのか回答を求めまして、1回目の質問

を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

おはようございます。いよいよ3日目でございます。それでは、重松一徳議員の御質問にお答えします。

(1)は坂本農業委員会会長に御回答いただくとして、(2)のほうの回答をさせていただきます。

環境問題について、(1)ごみ収集で各地区での問題点は何かということでございますが、町では収集時間及び費用の効率化を図るため、ごみ集積所での収集を指導していますが、町民の一部の方からは、個別収集を要望されることがございます。

(2)企業からのごみ収集可燃物袋の仕様を変えた理由はということでございますが、これは多分、来年4月に予定している変更の話かと思えます。まだ変えているわけではございません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃清法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とされています。現在のごみ袋では、外見からは家庭用ごみ袋と事業系ごみ袋の判断ができず、家庭用と事業所用を明確にすることが困難である等の問題を解消するため、事業系ごみ袋の区分を設けることとしているところでございます。

(3)町内のリサイクル率の現状と今後の課題はということでございますが、平成28年度の町内のリサイクル率は、廃棄物総量は6,173トン、それから、有価物、溶融物等の資源物総量が1,598トンで、リサイクル率は25.89%となっております。

リサイクル率を上げるための課題といたしましては、リサイクル品目の細分化——収集品目の細分化も含まれますが——が効果的ですが、今まで以上に町民の皆さんに御理解と御協力をいただく必要が出てまいります。また、収集日をふやすことなどを検討していく必要もあるというふうに考えているところでございます。

(4)企業の進出協定及び環境保全協定締結に地元代表を加える考えはということでございますが、協定は基山町が地域を代表して締結しているため、地元代表の方を加えておりませんが、企業進出の場合は、今後とも地元関係者の皆様及び企業、町で十分に協議を行ってま

いりたいというふうに考えているところでございます。

(5)環境基本条例制定はいつまでにするのかということですが、前回の議会でも出てまいっておりましたけれども、ちょっと前の平成30年3月議会への条例の上程を今、目指しているところでございます。

以上で1回目の回答を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

坂本農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本勇一君）（登壇）

おはようございます。それでは、重松議員より質問がございました件についてお答えをいたします。

1番の新農業委員会制度に移行して新たな業務は何かということですが、農地等の利用の最適化の推進ということを事務として、今まで担い手に集約、それから、集積をして、耕作放棄地の発生防止・解消、それから、新規参入者の促進に積極的に取り組んでおるところでございます。これが、今までもやっておりましたけれども、より強固に位置づけられたということでございます。

2番目の町内農業の課題は何かということですが、集落営農組織の法人化なり、また、土地利用型農業を中心として、農業の担い手不足が深刻化をしております。これは皆様方も実感しておられるかと思えます。

3番目に、新たな農作物は何かあるかということですが、新たな農作物の導入については、今後、検討すべき重要な事項であると認識をいたしております。

ただ、農家の高齢化なり後継者が不足をいたしております。こういうふうな山積する課題が多いので、なかなか活発な議論が進んでいないというのが現状でございます。

4番目に、町内農業の将来性をどのように見ているのかということですが、土地利用型農業の後継者が育つのか、施設園芸等で新規就農者がふえていくのかなどというような課題があると思っております。

1回目の回答につきましては、以上でございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

ありがとうございます。2回目の質問をさせていただきますけれども、なるべく具体的な質問もしながらしていきたいというふうに考えています。

今、農業委員会会長のほうから1回目の回答をしていただきました。私たちが思っている以上に、この農業は高齢化、そして担い手不足、深刻な問題にあるというのも今、答えてもらったと思います。そういう中で、どのようにして基山農業を発展させるのかという面で、まず質問してまいりたいと思いますけれども、新しい農業委員会制度に移行して、先ほど言われましたように、農業委員会と農地利用最適化推進委員というふうに業務が分かれております。

まず、この業務分担がどのようになっているのか、簡潔に説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

坂本農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本勇一君）

農業委員と農地利用最適化推進委員の業務分担についてということでございますが、農業委員は、委員会に出席して合議体として中身の検討を行い決定をするということが主体となりますが、農地利用最適化推進委員の方につきましては、特に担当地域内において、より現場活動を中心に活動を行っていただき、農業委員と連携しながら、これは特に農業委員と連携しながら業務を進めてまいるということで分担がなされております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

私も議員も昨年の12月議会に、この農業委員会改正に伴う条例が出されまして、十分審議もしたところでもあります。

ちょっとここに資料を持っていますけれども、農業委員会の委員の仕事としては13項目ありますし、農地利用最適化推進委員の項目は12項目あります。それともう一つ、今回大きく変わったのは、農業をされていない非農家の方も農業委員会の委員に入ったという中で、新しい目線もまた加えるというふうなことでもなっております。

そういう中で、毎月月初めに農業委員会、これは定例農業委員会が開催されておりますけれども、それ以外に、月平均としてどれぐらいの業務量を——新しくなってますので、今後はまたふえる可能性もありますけれども、現在までをある程度平均して月平均の業務量

はどれぐらいなのか、具体的な内容も含めながら説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

坂本農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本勇一君）

定期農業委員会以外で月平均業務量はどういう御質問でございます。

賃貸借なり使用貸借等の更新並びに新規設定の相談、届出、それに申請にかかわる現地の確認なり日ごろの農地パトロール等、担当する地域にもよりますけれども、月大体5日から10日間、これは1日中ではございませんけれども、そのくらいの業務を費やしておるようでございます。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

今、説明がありましたように、月平均5日間から10日間と。1日中というわけではないだろうし、当然、パトロール、見回りいろいろされる分では、午前中で終わる部分または夕方からとかいうふうになるかと思えますけれども、大変な業務量でもあるかというふうに思っています。

今回、農業委員会を改正する中では、報酬の見直し改定も実はされているわけでもありません。農業委員会会長、現行は37万1,000円でしたけれども、今回、基礎的報酬として33万3,900円、それに活動実績として7万2,000円、これは年額ですけれども、そして、年額合計が40万5,900円とかにもなっておりますし、農地利用最適化推進委員の方も含めて、農業委員の方は年額33万900円というふうに今回なっております。

先ほど説明がありましたように、月平均として5日から10日間というふうな大変な業務量、私はいずれ、今回というわけじゃありません、これは任期が3年間ある間には、この農業委員会の報酬の見直しもまた検討しなければならない時期が来るだろうというふうに思っておりますけれども、今ここで私がそれについて質問はいたしませんけれども、こういう課題も私たち議員としてもしっかりと持っておかなければならないという意味で、業務量という形でも質問させていただきました。

2点目として、それこそ町内農業の課題という形で質問いたしました。なかなか担い手不

足、そして、高齢化問題、法人化の問題、本当に農業の基礎的な部分の問題があるわけですが、これは確認です。町内農地の面積、それと、遊休農地の面積、これについて説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

坂本農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本勇一君）

それでは、お答えをいたします。

町内の農地面積は307ヘクタールということでございます。それで、遊休農地面積につきましては7.8ヘクタールということになっております。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

なぜこの問題を質問したかという、それこそ農地という概念が、いろんな概念があるといいんでしょうか、例えば、私もこれ、過去一般質問でしたときには、そのときに平成24年ですけれども、農地は386ヘクタールというふうな回答、また、遊休農地については10.2ヘクタールというふうな回答がありましたし、これは3年ぐらい前には木村議員も多分質問されましたけれども、そのときにも農地の面積は違うんですね。

今言われました307ヘクタールというのが、農地の耕地面積というふうな農地の概念ですね。それ以外に台帳に基づく面積もありますし、経営耕作面積、いろんな面積の捉え方がありますけれども、今言われました、この307ヘクタールというのが耕作できる農地面積というふうなことで、これが基山町の農地の面積なんだというふうな捉え方でいいんだろうというふうに思っております。

それから、遊休農地面積が7.8ヘクタールと。そして、先ほど私、言いましたけれども、平成24年度は10.2ヘクタールあったんですね。それからすると、今、耕作放棄地も含まれますけれども、こういう遊休農地が2.4ヘクタールも減ったと。この減ったのが、それこそ農業委員会の皆さんが耕作放棄地、遊休農地の発生防止のために巡回・パトロールされたり、またはつくっていない農家の方に賃貸してもらったり、いろんな活動をされた中で、ここまで減ってきたんだろうなというふうに思っております。

そこで、次の質問として、いろんな意味で、今、定期借地権といいたいでしょうか、自分じゃもう田をつくり切らなくなったと。だから、ほかの方に田をつくってくださいよというふうな借地契約を結んだりされておりますけれども、そういう定期借地権を設定されている農地の面積または件数について、把握されておれば説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

坂本農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本勇一君）

それでは、お答えをいたします。

賃借権の設定をしている町内の農用地は、213筆で40.25ヘクタールということになっております。使用貸借権の設定をしている町内の農地は341筆、43.79ヘクタールということになっております。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

今言われましたように、使用借地権の設定をされている農地が43.79ヘクタールと。先ほど農地面積が307ヘクタールというふうな説明の中では、農地の約14%が、こういう借地権設定によって人に貸してつくってもらっている農地になっているというのが基山の農業の現状でもありますし、私はこれの比率が今後ますます高まってくるというふうに思っております。

そこで、それこそ今、各地区でいろんな取り組み、耕作放棄地、遊休農地を出さないためにいろんな取り組みがされております。その1つとして、遊休農地や耕作放棄地解消のために地域でグループによる集団農作をされております。このグループ数や、またはどれぐらいの面積をこのグループで耕作されているのか、それを農業委員会として把握されている部分で結構ですので、説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

坂本農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本勇一君）

それでは、お答えをいたします。

農業委員会で把握しておるグループ数につきましては、5グループございます。1区で1つ、それから、4区で1つ、5区に1つ、7区に2つというふうなことでなっております。

面積については、具体的に把握をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

今、町内で5つのグループというふうに言われまして、私は感覚的にはもう少し多いのかなという感覚を実は持っています。というのは、例えば、2人親戚同士でほかのところの分をしているとか、いろんな取り組みがされて、今言われました5つというのは、組織として規約等もある程度つくられて取り組まれているのが、この5つの組織だろうというふうなことで、今後、言いましたように、こういうのもふえてくるんだろうと思いますし、できれば、一体どれぐらいの面積が今、こういうふうな集団的なグループによって耕作されているのかという面積も、もしよかったら今後、農業委員会としても把握していただきたいと。

後から少しまた申し上げますけれども、これが農業の法人化をするときには、中心的担い手としてなってもらえる可能性も私はあるのではないのかなというふうな捉え方もしておりますので、よかったら面積等も調べてもらいたいというふうに思っております。

3点目に、新たな農産物は何があるのかというふうな質問をしました。農産物という前に、いろんな課題があるんだと。なかなかそういう具体的なところまでいっていないというのが、これが正直な基山町の農業の実態だろうというふうに私は思っています。

そうは言ったとしても、今、基山町はいろんな取り組みを実はしているわけでもありますし、今後していくように、今、準備等がされております。

さが園芸農業者育成対策事業補助金というふうな、これは県からの補助金、そして基山町の補助金あわせて、ハウスのトマト栽培またはライチという、果物ですけども、この栽培を始めておりますし、トマトのハウスについては、今はもう8割方でき上がっております。大変立派なハウスができ上がっておりますけれども、これらのハウス栽培について、今どのような形式を持ってあるのか、よければ説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

坂本農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本勇一君）

それでは、お答えをいたします。

平成28年度は、企業による農地の賃貸借が2件ございました。農業委員会としては、その会社の経営状況や事業計画等を詳しく聞きながら、基山町の施策も考慮して、今後の農地の有効利用に結びつくかどうか慎重に審議していく方針でございます。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

大変答えづらい部分を答えていただきましたけれども、産業振興という意味では、間違いなくこれは基山町に寄与します。トマトにしても、ライチにしても、基山町内で生産してもらうことによって、これを販売または観光の施設として大いに産業振興としては寄与してもらおうというふうに思いますけれども、農業に関して言えば、どれだけこれが具体的になるのかというのは、まだ未知数な部分がありますし、私もこれについてはなかなかどうだというふうには言えません。

ただ、今回、私たち議員としても、ここを審査する中で出たのが、事業実施に当たっては、地域農家等との連携や新規就農者の育成、これもハウス栽培を導入することによってできるんだというふうになっております。ここを積極的に、やっぱり基山町、今から農業に利用していくという形では、また見なければならぬ点でもあるのかなというふうに思っております。

私の家も少し農業をしているんですけれども、なかなか詳しくないんですけれども、キクイモを今回、基山町として栽培して、それもまた利用していこうというふうになっておりますけれども、農業委員会としてどれだけキクイモについてかかわりを持ってあるかというのは私もちょっと具体的にわかりませんが、もしキクイモの栽培状況について何かあれば教えてください。

○議長（品川義則君）

坂本農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本勇一君）

お答えをいたします。

大変申しわけございませんが、キクイモの栽培状況については、具体的に農業委員会としては把握をいたしておりません。ただ、健康と申しますか、血糖の關係に予防になるというようなことを聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

私もほとんど知りません。キクイモというのを何かのときにちょっと見たぐらいで、実は食べたこともありませんけれども、実は6月議会で、それこそ健康ブランド化推進業務委託料という形で1,250万円を利用して、スロージョギングとキクイモ摂取による健康増進効果を試験的に今から行っていこうというふうになっております。これがもしうまく健康への増進効果が証明されれば、新たな基山町の農産物としてなるのではないのかなというふうにも考えておりますけれども、私自身、この栽培方法そのものも知りませんので何とも言えませんけれども、もし農業委員会として今後、キクイモ栽培についてもかかわりを持ってもらえるならば、ぜひまたお願いしたいというふうに、これは私の希望でもありますけれども、よろしく願いしておきます。

次の質問で、大変難しい町内農業の将来性について質問いたしました。何年か前の木村議員の一般質問でしたか、農家一戸当たりの平均田んぼはどれぐらい持っているのかというふうな質問が多分あったと思いますが、そのときに、平均5反というふうな答弁がありました。私の家も少し田がありますけれども、約3反5畝ぐらい、5反もありません。そういう中では、専業農家としては大変経営が厳しく、ほとんどが第2種の兼業農家というふうな形だろうと思います。

先ほど施設園芸についても少し質問をいたしましたけれども、施設園芸は大変やっぱりお金がといてまいしょうか、資金が必要なわけです。こういうふうな資金が出せるのか、まして高齢化という問題がある中で、こういう園芸施設の維持管理を含めて、高齢化でできるのかというふうな問題があります。

それともう一つ、基山町の農業の特筆として、都市型農業の課題と申しますか、市街化区域内にまだまだ残存農地があって、この残存農地の取り扱いというのも議会の中でも議論しておりますけれども、市街化区域内の残存農地の面積、それと、今後の残存農地のあ

り方を農業委員会として、これ、農業委員と農地を減らすというふうな捉え方にも聞こえるかもしれませんが、大変難しい中身でもありますけれども、今後の残存農地のあり方について、どのような見識を持ってあるのか説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

坂本農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本勇一君）

お答えをいたします。

市街化区域内の農地の面積につきましては、24.52ヘクタールとなっております。転用する場合には、原則的に許可制ということでございますが、農地の中でも転用がしやすい農地というふうになっております。市街化区域内農地というのはそういうふうになっております。農業委員会としては、転用の内容に具体性があり、現実的なものであるか、適正に審査をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

私が議員になってこの問題を質問したときに、10年前ですね、残存農地は一体どれくらいあるんですかと聞いたときに、約30ヘクタールというふうな答弁がその当時ありました。そして、これも木村議員だったと思いますけれども、2年か3年前にどれくらい残存農地があるのかというのでは、その当時、27ヘクタールというふうになっていました。それで、今、24.52ヘクタールというふうに言われました。この10年間で確実に市街化区域内の残存農地は減ってきたというふうになっています。

今、基山町の市街化区域の面積は448.8ヘクタールなんですね。それからすると、残存農地の割合は5.4%。この5.4%というのは大変低いんですね、実は。鳥栖市も公表していますけれども、鳥栖市は平成26年度、少し古いですがけれども、平成26年度で7.6%なんですね。あれだけ鳥栖市は今、市街化区域の拡大といいましょうか、いろんな工場誘致等で農地から市街化区域の拡大をしております、基山町でも、四、五年前に佐賀県のほうから職員に来てもらって、この市街化区域の拡大を基山町でできないのかという勉強会をしたときに、基山町には市街化区域内に残存農地がまだまだ残っているんですよというふうな説明、それと、

基山町は人口が減少していますから、なかなか市街化区域の拡大はできませんよというふうな説明でしたけれども、基山町の市街化区域内での残存農地は、もう5.4%しかないというのが実情なんです。それと、この5.4%の面積というのは、まとまっては、もうないんですね。家の裏にあるとか、ばらばらにあるとか、まとめて大きな団地を開発しようとかいう面積はもうほとんどなくて、今、基山町でも行われているように、小規模な住宅開発が主に残っているというふうな捉え方だろうというふうに思っております。

そういう中で、農業を守るという点では矛盾するかもしれませんが、市街化区域の拡大、線引きの見直しというふうに言いますけれども、そういうふうな中での市街化区域内での開発行為、これについて、農業委員会としてどのような見解を持ってあるのか、説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

坂本農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本勇一君）

お答えをいたします。

市街化調整区域内の開発行為につきましては、農地の保全と開発による発展とのバランスを十分に考慮し、基山町の目指す将来像に沿うように農地利用を検討していきたいと考えております。これは町のほうが主体になっていくと思いますので、その点、よろしく願います。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

これも大変答えづらい質問で済みませんが、農地の保全と開発のバランスというふうな今、答弁でもありますし、基山町の目指す将来像に沿うような農地利用も考えてくださいよというふうなこともあります。このことは、私ども議員がやっぱり農業と開発、このバランスというのをしっかり今から見ながら、これを施策に反映させていかなければならないのかなというふうにも思っております。

今後の課題として、農業法人化も上げられておりますけれども、農業法人化への動きについて、農業委員会としてどのような考えを持ってあるのか、説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

坂本農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本勇一君）

お答えいたします。

基山町の農業の将来を考えた場合、農業法人化につきましては、これは避けて通れない、または欠かせない問題、事項であるということで認識をいたしております。既に農家の高齢化なり後継者不足は大きな問題でございます。法人化によって農地の集積、担い手への集約を進めていくことは、この問題の解決に大きく貢献をするものと考えています。

今後、法人を担う人材、この発掘及び育成について、集落営農なり地域の作業班等にどなたか考えられないか、今年度中に一つでも法人化に向けて具体的な動きができないものかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

ここ2年ぐらいですか、この農業法人化に向けての話し合いがいろいろされてきましたけれども、なかなかそれが具体的な目にとまるような動きとして今、見えないというのも、また大変難しい問題を抱えているというふうにも思っています。

今、基山町には集落営農組織、3つの組織があります。この3つの組織の中から一つでもこういうふうに法人化がうまくいけば、本当それが一番いいんだろうと思いますけれども、なかなかまだそこまで行っていない。そして、先ほど言いましたけれども、耕作放棄地なり遊休地の解消のために、いろいろな手だてで今、動いてあるグループがこういう法人化を担えるようになれば、私はそれが本当に大変いい面でもあるのかなと思いますけれども、これについても、まだ課題がいろいろあるだろうと思いますけれども、私ども議会としても、まだ当然、町も一緒になってですけれども、この基山町内での農業の法人化の結成に向けて協力できる部分があったら、ぜひとも私どもも協力してまいりたいというふうに思っております。

ここで最後になりますけれども、基山町農業の発展のために、農業委員会会長として、農業委員会としてでも結構ですけれども、基山町、そして私ども議員に対して要望等があれば、

出していただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

坂本農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本勇一君）

現在のところ、具体的な内容を持ち合わせておりません。委員会の中で問題等、また、要望したい問題とか、そういうようなものが出てまいりました場合には、協議をいたしました上で町なり議会の皆様方をお願いを申し上げるところで、答弁にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

本日は大変忙しい中、それこそ実りの秋を控えて、坂本会長のきょうの田んぼも消毒がされておりましたけれども、大変忙しい時期に入ってきます。また、それこそ御神幸祭のお世話もされておりますので、大変忙しい時期ではありましたが、議会のほうに出席していただきまして、大変ありがとうございました。感謝申し上げます。

それでは、質問事項2として、環境問題のほうに入らせていただきます。

個別収集の要望が出ているんだというふうな1回目の回答で出されておりました。こういうふうにごみ収集で個別収集の要望が出るということは、今までは集積場所に持って行っていただけども、それがもうなかなかできなくなったと。だから、個別収集に切りかえたいという要望なのかどうか、ちょっとわかりませんが、こういう要望に対しては、どのようにまちづくり課としては対応されておりますか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

まず1点目は、既存の集積所なりに出していただくようお願いというか、指導をさせていただいております。それが難しい場合は、3戸以上で新たな集積所をつくっていただく等のいろんな指導なり相談に対してお答えするようにいたしております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

私どもの地域でもそういう問題が少し出て、新たに集積所をつくってくださいよというふうな話があったとかいうふうなことをちょっと聞いたりもしていたんですけども、個別収集を今でも地区としてされているといいましようか、そういう集積所、ごみステーションといいましようか、集積所がない地区というのは、どこにないんですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

集団としましては、高島団地がございます。こちらは、今の住宅団地であれば、今の開発の場合はある程度の区画ごとにごみ集積所というのをつくっていただいておりますけれども、以前の団地でありましたので、そういうスペースがないというところで、個別収集という形になっております。

また、集落というか、一軒一軒が離れているようなところで集団的な場所がないというところにつきましても、個別収集をさせていただいているところがございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

そういう地域、私も例えば基山町内の中で、ちょっと目につくところがありますね。家の前に置いてあるというのが。こういうふうに個別収集されているところで、新たに集積所の設置のお願いを高島団地あたりされているというふうにありましたけれども、基山町として積極的にごみ集積所の設置のお願いというのは、これ、各地区にされておりますか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

定期的にお願いをするということはありませんけれども、そういった問題が出てきた場合には、個別収集ではなく集団で集積所での収集ということでお願いはさせていただいております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

この問題、先ほどの農業の問題にも絡めて、同じみたいに、やっぱり高齢化になればなるほど、私の地域でも、もう車に乗れなくなったとか、一輪車で運んでいかなければならないとか、いろんな問題がやっぱり出てきているんですね。いずれは、もう基山町の私の地域でも、ごみ集積所まで持っていくことができないと、家の中にためておくと、今、そういうのが時代があるというわけじゃありませんけれども、そういうふうになってくる可能性も大いにある問題だけに、今からどうすればいいのかと。私も実は、具体的な回答は持っていません。地域で取り組めばいいじゃないかと、こんな簡単な問題ではないと思いますし、まず自分の家も出せないようになる可能性もあるというのがあるだけには、少し今から先、こういう課題について基山町、やっぱり考えていかなければならないなというふうに思っております。

それから、企業からのごみ収集の可燃物袋の仕様を変えた、何でかと。それで、先ほど町長言われましたように、決まったわけではないと。決まっていないから、逆に言えば、パブリックコメントを認められましたね。パブリックコメントにはどういうふうな質問等があり、それに関してはどうのような回答がされましたか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

パブリックコメント上では特に御意見は出ておりません。ただ、この様式の変更につきましては、各事業者にごういったこと、この事業のお知らせとあわせてアンケート等もとらせていただきました。その中では、やはり今、賛否両論あって、まずは大きい袋もつくってほしいという御意見。ただ、ちょっと分別というか、個人と事業の分け方の問題とか、そういった部分の御意見をいただいたところですけども、大量に否定的な御意見があったということではございませんでした。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

それこそこれ、事業系のごみといいましょうか、もともとクリーンヒル宝満にしても基山

町にしても、産業廃棄物の取り扱いはしないんですね。だから、事業系から出た一般ごみを集積するのに、今まで基山町の共通の袋を使っていたけれども、事業所から出るごみについては別の袋を使ってくださいよと。その別の袋が少し大きい袋になりますから、当然事業系であるという理由もあるかもしれませんが、1袋70円、大は120円になりますよと。今の袋は1枚30円ですから、大がどれぐらい大きいか私も知りませんが、何倍かに、2倍ぐらいに値上げしますよというふうな中身でもありますね。

私はそういうふうなことをするというのも大変だろうと思いますけれども、基山町の今、可燃物袋または不燃物、ペットボトル、缶、瓶それぞれの袋、基山町の一般家庭から出るそういうごみないしリサイクルや資源物を扱う袋、これもトータル的に私は見直したほうがいいというふうに思っておりますけれども、こういうところの見直しというのは検討されましたか。今後、そういう見直しも検討する予定ですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

当然これまでも消費税等が改定をされた際には見直しも検討を行っておりますので、また近いうちに消費税の見直し等があれば、当然料金の見直しも行っていくということでは考えております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

なぜそれを聞くのかというのは、今から少し質問しますが、リサイクル率といいましょうか、をいかに向上していくのかという面で、こういう仕掛けをするのが大変大事というふうに私は思っています。まずは、基山町の現行のリサイクル率25.89%というふうな回答でした。それこそ私、平成20年、これも大分、10年近く前の議会ですけれども、そのときにリサイクル率について質問したときには、基山町は15%と言われたんですね。その当時、小郡市は30%。何で基山町はこんなに低いのかという質問をしたことがあるんですけども、そして、10年間で15%が25%になったというふうに私は実は思っていないんです。このリサイクル率の計算の仕方、これが大変実は難しいんですね。分母と分子といいましょうか、それによって大きくリサイクル率が変わりますから。

それで、私は筑紫野、小郡、基山の施設清掃組合の中でも、小郡市と基山町と筑紫野市とリサイクル率の計算の仕方が違うんじゃないかと、統一してくれということを一回したことがあるんですけども、それは各市町でしてくださいというふうな答弁でしたけれども、それでも基山町のリサイクル率25%というのも、実はそんなに高いほうではありません。

そこで、これは今度の基山町の総合計画の中でもうたわれておりますけれども、一般廃棄物の処理の基本計画や実施計画、私もこれについては見たことが余りなかったと思うんですけども、これは策定されておりますか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

一般廃棄物処理基本計画は、おおむね10年から15年のスパンでの計画というふうになりますけれども、基山町では、平成26年3月に策定をして、おおむね10年間の計画として策定はさせていただいております。実施計画につきましては毎年つくるというふうになっておりますので、これは毎年つくらせていただいております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

私も少し資料を探していて、なかったものですから、また探してみます。

そういう中で、先ほどリサイクル率を上げるためには仕掛けが必要なんだというふうに言いましたけれども、リサイクル率の向上、いいところは、このごみ収集袋、特に可燃物袋の捉え方が、やっぱり違うんですね。

鳥栖市、小郡市、筑紫野市にしてもそうですけれども、私はごみ処理とかこういう環境問題は嬉野市を結構参考にするんですけども、そこは可燃物袋を高くするんですね。1袋例えば50円とか40円に。そして、逆にリサイクルにできるペットボトル、空き缶、空き瓶の値段を1袋20円とかに下げるんですね。そういうふうに袋の値段を変えることによって、ごみを搬出する町民の方に、可燃物で出されたら、何でも燃えるごみで袋に入れられたら、高く処理するために高くお金を徴収しますよ。そのかわり、きちっとリサイクル、分けてもらって分別収集をしてもらえれば、その分安くなりますよというふうな意識をすることによって、全体のリサイクル率を上げるというふうなことをほかの市ではされているのかなというふう

に思いますけれども、基山町はこういう工夫を今後やっていこうというふうなことになると思いますか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

今、議員のほうから御提案ありました方法というのも一つの考え方ではありますので、今後、やはりごみの減量化というのは、これまでもいろんな方面からも御指摘をいただいて、徐々にではありますけれども減量にはなっていますけれども、まだまだ可燃物の中にはリサイクルできるようなものもあるかと思っておりますので、その検討の一つとしては、そういったごみ袋、手数料の考え方というのも検討の一つではないかと思っております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

それと、このリサイクル率向上のためにもう1つほかの市でされているのが、資源回収奨励補助金といいたいまいしょうか、地域で、例えば、子どもクラブ、PTA、また自治会でペットボトル、空き缶、空き瓶のそういう資源回収をされたことに対して奨励金なり補助金を出すというふうな取り組みで、地域での先ほど言いました袋というのは、これは個人の——個人といいたいまいしょうか、各家庭でのリサイクル率の向上、それとは別に、今度は地域でのリサイクル率の向上のためにこういうふうな補助事業をされているところが多いんですね、結構。こういうのは基山町、参考にできませんか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

こういった方策は、確かに小郡市あたりではかなり前から実施をされておりますので、各いろんな団体がこれの補助を受けられているというふうには認識をしております。やはり、町としても今後のことについては検討はしているところですが、やはり母体となるような地域の団体であったりとか、そういったところでの育成というか、そういった部分も含めての課題であるということで、なかなか実施とかそういった形にはできておりませんでしたけれども、やはり今後、リサイクル率の向上あるいは可燃物の削減といった形では、一つ

の有用な手段ではないかなというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

意識的といいましょうか、やっぱり基山町が自然発生的なりサイクル率の向上というんじゃないんで、施策としてこういう取り組みは大変私は大事かなと。今でも地域によっては、例えば、空き缶、特にアルミ缶の回収をされているところは多いんですね。私ども7区でも、モンキーサロンの活動の皆さんが資金集めのためにアルミ缶の回収をされております。アルミ缶の回収の単価も下がったというふうに少し嘆かれておりました。

そういうのも含めながら今から先は検討しなければなりませんけれども、今、基山町内に資源物回収ステーション、ちょうど役場の西側ですね、それと旧役場跡地の中に2カ所そういう回収のステーションがありますね。その回収ステーションで集まったこういう資源が、平成26年度、これは古紙や段ボール、ペットボトル。それで、これをリサイクルすることによって500万円以上の財源が生まれましたというふうにホームページにも載って、ぜひ資源回収のところによかったら出してくださいというふうな広報もされておりますね。そういうふうに、500万円もそれによって財源が生まれたというのは私も知りませんでしたけれども、今、資源物の販売単価、先ほど言いましたように、例えば、ペットボトル、アルミ缶とか、大体どれぐらいの単価で今、事業所に回収してもらっているんですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

平成26年度は、確かに今、議員おっしゃるように、500万円程度の売り払いをさせていただきました。具体的に言いますと、これはキロ単位での単価でございます。税別になりますので、申しわけございません。新聞でいくと6.7円、雑誌類が3.8円、段ボールが7.6円、古着が2円、紙パックが3.8円と、たまたま平成26年度がちょっと多かったのが、ペットボトルが38.5円と、廃食油が5円という形になっています。

ただ、平成28年度でいきますと380万円程度になっていますけれども、これは先ほど申し上げたペットボトルの単価が15円に下がりましたので、大きく変わっているのと、若干出される数量も減ったということで、金額は下がっているところでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

減ったといっても、380万円のこういう財源が町民の協力によってできているというふうな捉え方ですね。ここには、それこそ資源回収のところにはペットボトルまでで、アルミ缶とか瓶とかいう部分がないもんだから、これはまた別な、それこそ地域での取り組みなんかにありますから、実際、基山町がこの資源回収を例えば町全体ですとなれば、結構な私は財源が生まれてくるのではないのかなと。そういう財源をもとに、地域の自治活動としてこういう資源物の回収とか、または環境美化の活動、そういうのに対して補助をしていくというふうな取り組みは、私は大変大事だろうというふうに思っております。

ちょっと時間がありませんので次の質問に入りますけれども、それこそ企業進出するときに、進出協定なり環境保護協定の締結、これに対して、地元の代表も私は入れてもらいたい。地元代表というのは、別に区長というふうに限ったわけでもないんですね。例えば、どうしてもこれは、水利の関係では水利組合長とか、そういうふうな形にもなりますし、この企業が進出することによって、どういう人が一番地域でかかわりを持ってあるのかという部分で、この地域の代表というふうな捉え方をしていますけれども、これを代表を入れることに何か不都合が基山町はありますか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

不都合というものは特にございませんけれども、やはり町長が基山町を代表して企業と協定を結ぶというところでのことについては、きちっとそれについては環境についても守れると。町長の答弁の中でも出されましたけれども、やはり進出するまでには、地元であったり企業と、そして、町とではきちっと話をしながら、そういった環境についてもきちっと配慮をしていただくと。そして、事業活動の中でも、そういった環境悪化を招くようなことはしないということでは、事前の話の中でされておりますので、基山町を代表して町長が入っていただくというところで一定の整理をつけているところでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

企業が進出したときには、まさかこういう問題が発生するとは思わないという問題が後で発生するんですね。例えば、排水の関係もありますし、騒音の関係もありますし、それこそ夜間照明が稲に当たって稲の発育が悪くなるとかいう問題も実はあるんですね。それ以外にも、それこそ培養の問題、いろんな問題が出てきます。そういうときに、前もって地元の代表と進出した企業とこういう環境保全協定を結んでおけば、地元の代表の方がこの企業に対して協定できちっと公害防止の問題とかいう部分では協定の中に入れておけば対応ができますけれども、企業はなかなか地元から言ってもすぐには対応してもらえない。やっぱりどうしても役場を通してくださいとかなるんですね。だから、私は特に環境保全協定については、ぜひ地元代表の方を入れてから協定をまず結ぶというふうなことが大変私は大事だというふうに思っておるんですね。それで、確かに進出した企業からは地元の説明ありますよ。説明があるけれども、さっき言ったように、後からいろんな問題が発生してきます。そのときには想像もしなかったような問題が出てくるんですね。そのときには、やっぱり私は地元からきちっと対応させるためにも、こういう保全協定には地元代表を入れておくべきだというふうに思いますけれども、もう一度お願いしますけれども、これはやっぱり難しいですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

環境保全協定の中に、事故発生時の措置、それに立ち入り調査という形でそれぞれうたっております。その中には、発生したときはただちにその箇所を修理し、甲へ——ですから、基山町へその状況を報告して、当面付近住民に迷惑を及ぼさないように処理しなければならないとありますし、また、甲は甲で、基山町はその職員をして工場内に立ち入り、公害防止の実施状況を調査させることができるとして、企業のそれを拒んではならないということがありますので、当然、町としても協定を交わして、基山町の代表としてありますので、その中できちっと対応できるものというふうには考えておりますが、その必要性については、もう少し考えていきたいとは思いますが、

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

現段階では考えておりません。理由は、1つの町で1つのルールで企業誘致はやるべきものだと思います。ローカルルールを取り入れて、各区例えば17区ごとにルールが違うようなことになってはいけなし、むしろ入るということになれば、今あるローカルルールも逆に一元化するというを前提に考えなければいけないというふうに思います。だから、そこは割り切って、逆に言えば、協定は町一本で、あとは地域との関係はそれぞれの地域がまた企業とやっていただくという形がいいのではないかと思います。もしそれを地域が入るということになったら、全区同じ形でやってもらわなければいけなくなりますので、個別のローカルルールは一切排除するような、そういうことを考えなければいけないと思います。だから、そこはこれからの企業誘致を考える場合の基本になるとと思いますので、曖昧な答えは避けたいと思いますので、先ほど担当課長が検討すると答えようとしておりましたので、そこははっきり現やり方でやっていく。ただ、いろいろなお話は、もちろん相談にも応じますし、町として責任もちゃんととっていきたいというふうに思いますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

もう時間がないので、私の意見だけ言わせてもらいますけれども、夜間、日曜日に結構こういう問題が出るんですよ。役場に行っても役場は誰もいない、保健所に行っても保健所は誰もいない。区長、どこに言えばいいのかと。そういう企業に言ったら企業は相手しない。そのうちに、例えば、河川汚濁とかなんとかは、一遍に流して、後で役場の職員が来たときにはそういう事象は出ていないとかいうのがたくさんあるんですね。だから私は言っているんですけども、地元に対してもう少し責任を、進出してきた企業もやっぱり地元と対等にさせるべきではないのかというふうに思っております。

あと、環境基本条例については後で河野議員のほう詳しく質問されますので、私はやめます。大変ありがとうございました。

農業委員会会長には大変ありがとうございました。感謝申し上げます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、河野保久議員の一般質問を行います。河野保久議員。

○8番（河野保久君）（登壇）

皆さんおはようございます。8番議員の河野保久です。御多忙中の中、傍聴においでの皆様、本当にありがとうございます。長かった今回の定例会の最後の一般質問、正直言って待ちくたびれたのか、何かちょっと大変だな、待つのも大変だなと痛感しております。一生懸命やらせていただきますので、よろしくおつき合いのほどお願いいたします。

まず冒頭、7月の北部九州豪雨でお亡くなりになられた方々、被災された方々に、心よりお悔やみとお見舞いの言葉を申し述べたいと思います。

3日の日曜日の鳥栖と三養基の訓練の後、妻と2人でうきはの道の駅に行く途中で、被害の大きかった朝倉の山田地区の交差点あたりを通り過ぎました。流木がまだ数多く残っており、被害に遭った住宅の後片づけを行っていたボランティアの数多くの方々の姿も見かけました。近隣に住む町の一人として、復興するまでできる限りの応援をしていかねばという気持ちを強く持ちました。

さて、話は変わりますが、ことしの夏の暑さは異常でした。昨年9月の議会の中でも、こんな暑さは経験したことがないという話をしましたが、何の何の、それ以上の暑さで、クーラー大活躍の夏でした。そんな中で、8月5日に開催された、由世紀さおり・安田祥子さんのコンサートは一服の清涼剤となりました。

その中で、うれしかった出来事がありました。リクエストコーナーで、私と同年ぐらいである、ある御婦人の方が「仰げば尊し」をリクエストなさり、2人によるすばらしい「仰げば尊し」を聞いたことです。私と思いを同じくしている方もいるのだなと感じ、うれしく思いました。

また、日本サッカーも、浅野君、井手口君という若い2人の活躍でワールドカップの出場を決めました。卓球の張本君も、14歳数カ月で、元世界ランキング1位の強豪を破り、国際大会で優勝しました。日本の将来は明るいものになるとの思いを一層強く持ちました。

そんな中での今回の私の質問は、次の2点です。

第1点は、ことしの6月に完成されて、我々議会議員にも配付されました、平成29年度基山町教育の基本方針についてです。

教育はまちづくりの根幹をなすものであるというのが私の一貫した考えです。その中で、幾つかの疑問点もあり、質問することにいたしました。

第2点は、昨年の9月に諮問しました環境基本条例についての質問です。

ことしの4月に基本条例の担当する課が変わりました。その中でも、基本条例の制定に向けて動き出しておると思います。進捗状況を確認しておき、よい基本条例、その後の、よい基本環境ができるようにとの思いから質問いたします。

今回も、住民としての目線を大切に、基山町を活気あふれる住みよい町にするために、今定例会最後の一般質問を誠心誠意行います。昼までのひととき、おつき合いのほどよろしく願いいたします。

それでは、具体的な質問に入ります。

1、平成29年度基山町教育の基本方針の疑問点を問う。

(1)基本方針は、教育大綱で定めてある7つの教育施策の基本目標を柱として制定されております。7つの教育施策ごとに、平成29年度に特に力を入れていく施策をお示してください。

ア、生きる力を育む学校教育の充実。

イ、豊かな学びを支える教育環境の充実。

ウ、青少年の育成及び多様な生涯学習活動の推進。

エ、多彩な文化芸術の振興。

オ、地域伝統文化・歴史遺産の保存と継承。

カ、夢・感動と活力を生むスポーツの振興。

キ、町の文化的情報拠点による多世代の学びの推進。

(2)この7つの教育施策の中で、平成29年度における再重点項目とする教育施策は何でしょうか。理由を含めてお示してください。

2番目です。環境基本条例の制定に向けての進捗状況は。

(1)平成29年4月の組織変更により、担当課が変更になった理由は何か。

(2)制定に向けての進捗状況はどうなっているのか。

(3)条例制定の目標年月とそれまでの工程をお示してください。

(4) どのような環境基本条例にしたいとお考えになっておられるのかお答えください。

以上をもって1回目の質問を終わります。御回答のほどよろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

河野保久議員の御質問にお答えします。

1が町長部局と教育委員会両方に重なっている部分ではございますが、基本方針に伴うものということで理解して、1は全部教育長のほうで回答をさせていただきたいと思います。私のほうからは2を答えさせていただきたいと思います。

2、環境基本条例の制定に向けての進捗状況はということでございますが、(1)平成29年4月の組織変更により担当課が変更になった理由は何かということでございますけれども、環境問題への対応をまちづくりの観点から推進するため及びまちづくり課の中にご 있습니다 協働推進係との連携を深め協働のまちづくりを進めるために、まちづくり課へ組織の変更を行ったところでございます。

(2)制定に向けての進捗状況はどうなっているかということですが、条例制定のための情報収集と準備作業を今、行っているところでございます。

(3)条例制定の目標年月とそれまでの工程を示せということですが、今年の9月、もっと前でしたですかね、河野議員からのお答えに、来年の3月までということ一度答弁のところで答えたと思います。それに向かって準備を進めておりまして、平成30年3月議会への環境基本条例の上程を目標にしております。

それまでの工程といたしましては、まず、9月中に役場内の議論をさらに進め、協議を行い、11月には町民の方々とのワークショップを行い条例の素案を作成し、パブリックコメントを経て、来年1月には条例案の作成を行う予定で進めているところでございます。

(4) どのような環境基本条例にしたいのかということでございますが、本町の自然と文化を守り、住んでいる人の心や体を元気にするような環境を保全し、これらを将来の町民へ引き継ぐような理念を持った条例、いわゆる理念条例的なものを今、考えているところでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

私のほうで、1項目めの平成29年度基山町教育の基本方針の疑問点を問うという項目についてお答えをまいります。

(1)番目、基本方針は、教育大綱で定めている7つの教育施策の基本目標を柱として制定されている。7つの教育施策ごとに、平成29年度に特に力を入れていく施策等を示せということでございますが、アとして、生きる力を育む学校教育の充実はということですが、児童・生徒の学力の向上を図るため、特に望ましい学習習慣の定着に向けて、家庭学習の習慣化を図るため、家庭と連携をした取り組みを考えています。また、放課後等の時間を利用した補充学習にも力を入れていきたいと思っています。

イとして、豊かな学びを支える教育環境の充実ということですが、子どもたちの学習の場としての学校の施設について、中学校の大規模改修、小学校の普通教室へのエアコンの設置をいたしました。このことにより、児童・生徒にとって質の高い学習習慣の充実を図っています。

基山小学校の放課後児童クラブのひまわり教室について、本年度も夏季休業中の利用者がふえましたので、基山小学校のランチルームを借用し運営を行いました。ひまわり教室については、恒常的に利用者が多いため、平成30年4月に増室できるよう、建設の請負工事を本議会に追加議案として上程することとしています。このことにより、児童・生徒の居場所づくり環境の整備を図っています。

また、増加する特別支援学級の児童・生徒に対応するため、関係機関との連携はもとより、幼保小連携による情報の共有や、特別支援学級補助員の配置等による、きめ細やかな教育の実践を行ってまいります。

ウとして、青少年の育成及び多様な生涯学習活動の推進はということですが、青少年育成町民会議や子どもクラブなどの各団体が実施している青少年育成事業に協力いただける関係機関等の拡充や連携強化を図り、保護者・児童がより参加しやすいような環境整備を図ってまいります。

また、地域の方々が主体的に学び行動する人をふやしていくように、生涯学習の場としての町民会館での生涯学習環境づくりを進めてまいります。

エ、多様な文化芸術の振興として、人生を豊かにするとともに、心豊かな生活を実現するために、年間を通じて演劇や音楽等の多様な主催事業を実施いたします。

オ、地域伝統文化・歴史遺産の保存と継承はということですが、基肄城の今後の保存活用の推進に向けた基肄城保存整備基本計画を今年度中に策定します。また、郷土の特徴ある歴史やその中で育まれてきた人々の活動の痕跡を今後のまちづくりに生かしていくことを目的とした、基山町歴史的風致維持向上計画を平成30年度までに策定する予定です。

文化遺産を生かした地域活性化事業として、町内文化遺産の調査による再認識や、その成果を生かした文化遺産ガイドの養成と活動の促進にも力を入れているところです。

カ、夢・感動と活力を生むスポーツの振興ということですが、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて継続してスポーツが楽しめるように、スロージョギングの普及のための大会及び教室を開催いたします。

キ、町の文化的情報拠点による他世代の学びの推進ということですが、幅広い学びの場として、リーサスのビッグデータを活用した情報の収集と地域課題の分析及び解決プランの立案のための講義等を開催するリーサスデジタルアカデミー事業を実施いたします。

(2)でございます。7つの教育施策の中で、平成29年度において最重点項目とする教育施策は何か。理由を含めて示せということですが、今年度において最も力を入れているのは、学校教育の中での学力の向上です。これは、ここ数年同じ認識を持って取り組んでいるところですが、なかなか満足いく取り組みにはなっていません。そこで、今年度も放課後の補充学習を初めとした、個々に対応した学力の向上の方策に力を入れて取り組んでいます。

今年度は特に家庭とも連携しながら、家庭学習の定着を重点に置きながら、児童・生徒個々が自主的な学習を通して、みずから学ぶ意欲につなげていきたいと思っています。そのことが生涯にわたって学び続ける基礎をつくっていくものであると思っています。

以上、お答えいたします。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それでは、重松議員が環境問題をやったので、それを引き続いて、まず環境問題のほうからということで、私がやはり常々、基山に来て環境基本条例がないのが不思議だなと思っています、いろいろなところで提案させていただいて、やっと今回、そこに一步踏み出したというところもあるので、その辺について、まず進捗状況等を含めて確認していきたいと思います。

まず、担当課が変わられて、内山課長、前は住民生活課のほうで安永課長が担当されておられました。変わられて、環境に対する考え方というのはどういうふうにお考えですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

やはり基山町に住んでいただくというか、基山町に住みたいという思いを持っていただくには、やはり住環境というのは一番大事なものだというふうに思っております。その中で、やはり近年はいろいろと問題も出てきておりますけれども、やはり基山町に住まれる方が心地よく将来にわたって住み続けたいと思うようなまちづくりのためには、環境というのは一番大事なものであるし、それに全力を向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから、前回の質問のときに町長が、まちづくり基本条例がある基山町にとって、環境基本条例はやっぱり一番ふさわしい基本条例ではないかという見解を示されました。その見解について、もう一度理由と、その考え方に変わりはないのかを、お考え。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

環境というのは、一言で環境と言いますが、自然から始まって、あと、基山町でいえば河川、そして、ごみ問題は多分一番身近な環境問題になると思います。こういったものが、やっぱり理念と実際の実践のところになってくると相当、例えば、ごみのリサイクル率を上げれば住民の負担は間違いなく上がります。そういうことを住民の皆さんも理解していただかなきゃいけないので、まさにそこは協働のまちづくりと重なる部分が大いというふうに思っておりますので、その考えは変わっておりませんし、逆に言えば、せっかくの機会なので少し言わせていただくと、協働のまちづくりが余りにも細かい条例を条例で定め過ぎていて、動けなく——動けないとは言いませんけれども、非常に難しくなっているので、環境条例はまず基本の理念をきちっと定めて、その後に基本計画とか実施とか、ずっと段階を追っ

てやっていくという、そういう形でできたらいいなというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

その辺の基本的な考え方が変わりないということでしたら、それでいいです。

ここに、どの辺まで基本条例制定に向けての進捗状況が進んでいるかということで、情報収集と準備作業を行っているって、それは当然のことだろうと思うんだけど、制定を100とするならば、どの辺の段階まで、もうすぐにでも制定の文書をつくって皆さんにお示しできるというところまで来ているのか、それとも、各市町の条例をいろいろ検討している段階なのか、その辺の進捗状況といってもいろいろあると思うんですが、どの辺の段階まで実際、進んでいるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

現在の状況としましては、今、議員おっしゃったように、まだまだ近隣の情報を集めて、ただ、いろいろ勉強させていただく中では、考え方としては、やはり、どういったものをきちっと基礎にしているかというところでありますので、まだ20から30ぐらいの状況であるというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それで、条例は来年の3月上程ということで、目標としてということでもいいんですが、余りばたばたやって、また中途半端になっちゃうといけないんで、目標ということで上げられたんなら、それで努力していただくのは無論のことですけど、担当の方も、やはりごみの問題といったら、日常のいろんな作業も大変ですし、まずきちんとしたものをつくるということを第一義として、余り僕としては、重松議員は早くやったほうが楽でいいよみたいな言い方をされましたけど、僕は、じっくりとは言いませんが、時間をとってある程度のものにさせていただいて上程していただきたいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

今現在お示ししているスケジュールでいきたいとは思っておりますけれども、一定いろんな方の御意見も聞きながら、やはり、よその条例を見てみますと、市の責務、事業者の責務、そして町民の責務というふうな形でのうたっていく部分もありますので、多様な御意見も聞きながら、やはり、臨時的な条例とはいえ、きちっとしたものをつくっていかないといけないと思っておりますので、そこは時間的なものを意識しながらも、きちっとした内容でできるような形で進めたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

僕も、環境基本条例はつくってからが実は大変な作業になるのかなと思っておりますよね。理念条例ですから、理念というのは皆さん大体環境については似たような理念になってくると思っておりますけれども、その中で1つ僕として言わせていただければ、各市町のいろいろ環境基本条例を見ていますと、理念としての前文から始まっているところと、それから、もうそれなしに目的をぼんと出して、順番に役割みたいな出しているところと、色分けすると大別するとその2つに分かれると思うんです。

僕は前文が大切だと思うんですよね。その理念がないと、どこに転んでいくかわからないというようなものではいけないと思うので、例えば、基山はやっぱり基山（きざん）の緑をまず大切にしましょう、それから、さっき問題になって出ていました河川を大切にしましょう、狭い町ですけど、そういうものでみんなが潤っているんですよ、そういうものをきちんと守っていくんですよって、何かそういう、こういう理念にしようということじゃなくて、そういう理念を持った前文をまずつくって、それに基づいての第1条からのいろんな理念にしていてもらいたいと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。そういうお考えはございますか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

基山らしさというふうなことをあらわすのは、やはり今、議員おっしゃるような前文ではないかなというには考えておりますので、構成としては、前文が入ったような条例ということで今考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

で、それができたら環境基本条例は半分ぐらい僕はできたというふうに思っています。それをしっかり、皆さんそれぞれ、これは全ての町民の皆さんのパブリックコメントをとって、しっかり意見を聞いて固めていくということが大切であると思っています。

それで、問題は、僕はむしろ、先ほども申しましたけど、基本条例をつくった後が実は大変なので、前回の質問のときにも申し上げたんですが、芦北町でも、町でありながら環境基本条例をつくっております。

そこで、おととしだったか、何年前だったか、平成26年かな、視察に行ったときに、そこは、もっと念を入れて、まず職員間での指針をつくりましょうって。指針から入って基本計画に入っていった。えらい時間をかけてつくっておられるんですよ。その工程がいいのがあれなんですけれども、策定する中では、環境基本計画、どのような方々、役場だけでは僕はとてもできないと思うんですけれども、例えば、事業者も入ってもらわなきゃいけない、有識者の方も入ってもらわなきゃいけない、その辺の構成とか、そういうようなところはまだ考えておられないんでしょうか。それとも、漠然とした何かをお持ちなのんでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

議員おっしゃるように、条例の中には当然環境基本計画というのをうたいながら、きちっと具体的な部分も含めて環境基本計画はつくっていかないといけないというふうには考えております。

先ほど町長もおっしゃったように、環境というのは物すごく幅広いものでありまして、当然ごみの問題もありますし、生物の問題、また、それをやる、例えば、教育であったりとか、農地の問題とか、幅広い分野にわたってのものをやはり網羅しての計画になると思いますので、一定のそういった分野の方々に入っていただくような審議会なり、そういったものは構

成しないといけないというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

その中で、安永課長に振ってごめんなさい、急に。前回、環境基本条例の質問をしたときに、当時担当課であった安永課長は、いわゆる基本条例をつくるのもいいけれども、それから後のことというのは非常に手をとられる仕事です。なので、おいそれと何年とは言うわけにはいきませんと。だから、やっぱりそういう体制をきちっとつくってからじゃないと基本計画まではなかなか進めませんというふうな認識をお示しになっておられました。それについてはどうでしょうか。部外者というか、同じ課長の仲間だから、町の職員としてどういうお考えなのか。

○議長（品川義則君）

安永住民課長。

○住民課長（安永宏之君）

環境基本計画をつくる上で、どの部分まで網羅した計画をつくるのかというので工程がかなり変わってくると思います。例えば、ふるさと応援の分の環境を守ろうというのを財源にして、例えば、それで基山町の動植物とか水中生物とかいうのを調査しようじゃないかというのをやり出すと、多分2年のサイクルが調査だけにかかりますので、それには莫大なお金もかかりますけれども、どのぐらいの規模の計画をつくるのかというのが、まず一番初めには大事なのかなというふうに思います。

ごみとか環境は、今、生活環境係で持っている分野程度の計画であるならば、そんなにはかからないと思いますけれども、教育とか産業とか小さいところからのとかをいろいろ加えると、かなりの時間がかかると思いますので、まずはその辺の大枠について、どこまでやるのかというのをまず前段に決めていかなくちゃならないのかなというふうに思います。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

これも前回、お話ししたと思うんですけど、水俣市は、やっぱり公害という痛い大きな被害を受けて、やっぱりきちんと環境をつくらなきゃいかんということが市民の一人一人に広

くしみ渡っているから、例えば、先ほどちょっと言いましたごみの分別にしても、そういうものを出しちゃいけないというきちんとした皆さんに共通認識がある程度広くできているから、あれだけ細かくして当番を決めて市民の人たちが分別してもやってくれているわけなんですよ。それで、子どもたちにも、紙芝居を見せたりいろんなことをして、小さいときから環境を大切にしましょうという土壌ができてきているわけです。

だから、基山も、いみじくもきょう、たしか若基小学校の4年生が宝満環境センターを見に行っていますよね。僕はすごくいいことだと思うし、あれは広く全住民の人たちにも何か自治会を通してでも行っていただいて、ごみの現状ってどうなのかなというのを肌で知るということはすごく、それが全てではないでしょうけど、大切なことだと思いますので、そんな運動も進めていただきたいし、ぜひ環境基本計画の策定のほうが僕は大切だと思います。

それが2年かかって、それがひょっとして3年かかって、それはしようがないことだと思います。できることからその中でもやっていくということで、柔軟な考えでやっていただかなければ。単純に上滑りのものであってはいけませんので、そんな方向で進んでいくようお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

それでは、十分考えながら、やはりそのつくる過程において町民の皆さん方と環境問題というのも幅広く認識をしていただけるような取り組みとして、つくる過程でいろんな方に入ってもらいながら広く周知もできればというふうに思いますので、そういった形で、まずは先ほど安永課長も言われましたように、どういう範囲でいくのかというのを大枠を決めながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

ぜひそんな方向で、やはり基山の環境を守るという基本的なものがないでごみの問題を幾ら話していても、僕はしようがないって思っています。やっぱりそういうものに基づいてそれぞれの計画ができていくんだらうな、環境を守るということが基山にとっては1万7,500人ぐらいの、二十一、何平方キロメートルの町ですけれども、だから余計大切なんじゃない

かなと思います。あつと言う間に汚れたら、町全体が逆に言うと汚れちゃうということにもなりかねませんので、ぜひそんなところで、担当課の特に担当職員の方は大変でしょうけれども、御努力をお願いしたいと思います。

それでは、次に、平成29年度基山町教育の基本方針の疑問点を問うということに移らせていただきます。

答弁を見ますと、まず、僕が一番知りたかったのは、この中でいろいろ書かれておりますけれども、ことし何を基山町の教育行政として力を入れていくのかなというところが一番知りたかったんです。それで、ことしも学校教育の向上、学力の向上ということが一番ですということですので、それと生きる力を育む学校教育の充実とは関連しているところがありますので、これは後でまとめて質問させていただくことにして、まずほかの項目について何点か疑問点等、聞きたいことがありますので、質問させていただきます。

まず、豊かな学びを支える教育環境の充実ということで、確かに中学校の大規模改修、それから、小学校のエアコン、子どもたちも喜んでおります。ただ、僕がまだ100%じゃないと思っているのは、例えば、小学校の特別教室というんですか、そういうところにはまだですよね。その計画はまだないわけですよ、音楽室とか。あるんですか。理科室とか。（発言する者あり）ついているんですか。

○議長（品川義則君）

エアコンの件ですかということ。河野議員。

○8番（河野保久君）

エアコンの件です。その計画があれば。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

本年度に基山小学校、若基小学校の普通教室については整備をいたしましたけれども、特別教室について今後、整備するという明確な計画は今のところございません。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

特にことしの夏、暑くて自分がクーラーに頼りっ放しだったから言うわけではないんです

が、やはり子どもも、音楽にしてもそういうあれにしても、授業よね、やっぱり。なんで、やっぱりそういう環境をつくってあげるのが、ここまでやったんなら早急にやるというのが僕は教育委員会として考えるべきことじゃないかと思うんですが、至急検討はお願いできないでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

特別教室については、やはり使用頻度の問題もありますので、そういった部分で、今のところ計画には入っておりませんが、今後もこういった気象が続くということになれば、そういった現状を調査しながら考えていかなければならないのかなとは思っております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

教育長はどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

今、課長が申しました使用頻度のことなんですが、小学校は割と低学年あたりは音楽室を使わないで教室で音楽の授業をやられていると。ですから、エアコンついたままですね。ピアノとかほかの楽器を使うときは音楽室に行きます。音楽は週のうちに1時間ないしあっても2時間程度だと思いますが、中学校も週に1時間程度、子どもにしては音楽室での音楽の授業がありますが、使用頻度というと1週間に1回しか音楽室は使わないんですが、音楽の教員にしてみれば、そこにほとんど1日中いるわけですので、それはほかの教室とは違って暑いだろうなという思いはあります。今後については、私たちは優先順位で、まず教室からという考えでいきましたので、考えていかなければいけないかなということは思っております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

今、いわゆる町の教育体制というのは、以前教育委員会が頭だったのが、総合教育会議になって、いわゆる町との連携というのがとりやすい、しかも、その中で住民の意見もある程度反映したような教育行政にしていきたいと思いますということで、総合教育会議って立ち上げられていると僕は認識しているんですね。その中で、やはりこういう問題があるのであれば、こういうことすら小さい問題かもしれませんが、児童・生徒にとってみたら、やっぱり大変なことだし、いみじくも今、教育長おっしゃったけど、先生はずっとその教室に6時間いるんだったら、僕だったら手当よこせて言いますよね、間違いなく。大変なことですよ。だから、まず環境をあれするんだったら、ここまでやったんだったら早目にやってほしいというのが私の要望です。お答えは結構です。

それから、居場所づくり環境の整備って、何かちょっと曖昧な答え、これは何というんですか、学童保育という言い方はよくないんだけど、そういう人たちを一人でも多く入れて、そういう環境を整備していきますよ、居場所をつくっていきますよという状態だと思うんですが、そういうことですよね。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

学童保育を中心とした居場所づくりというふうに認識しております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それで、ただ、みんながみんなそこに行くわけじゃないですよ。それで、今はすごくひとり親家庭とか、いろんな家庭のあれがふえてきていますよね。夏休みに小学校の図書館なんかに行くと、結構そういう子たちが来ていますし、けやき台のほうでも、ある方に言わせると、子どもたちが家に帰って、入ってこない子たちが家で何をしているかという、一人じゃやっぱり寂しいから、どこかの家に集まって行って、何か何やっているんだかわからないという状態があると。何とかそういうものがないかなということで、今、いみじくも基本方針の中にSGKのことが書いてありましたけど、そこでは、水曜日にいわゆる子どもたち1時から3時まで遊びに来ていいよって、机を置いて、椅子を置いて、それから、無論カフェもありますので、いわゆる大人たちの監視もあるから、そんなところで、何といたったけ

な、そういうような活動をしているわけですよ。お母さんたちにしてみると、これがあって、全部とは言いませんけれども、こういう輪がいろんなところに広がればいいなっていうようなお考えをお持ちの方もいらっしゃいます。そういうようなところまでの配慮も教育委員会として考えるのか、それとも、これは総合教育会議で考えていくのか。どちらにしても、そういう組織ができているなら、やっぱりそういう子たちの、いわゆるそういうところに入れない子たちのことも考えてあげなきゃいけないのかなと思いますけど、何かその辺のお考えはないでしょうか。

いいですよ、どこでも。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

子どもの居場所づくりにつきましては、保育に欠ける子ということで、こちらのほうでは放課後児童クラブのほうの取り組みを行っているんですけども、それとは別途、誰でも、原則月2回、土曜日に子どもの居場所づくり教室というのを開催させていただいております。

こちらの子どもの居場所づくりは、基山町青少年育成町民会議と連携して行っているんですけども、平成28年度の実績でいきますと、基山小の子が359名、若基小の子が147名、合計の土曜日実施分で456名参加いただいております。また、この子どもの居場所づくりは、指導者ということでスポーツ推進員とかボーイスカウトの皆様等々に御協力いただきながら、午前中に子どもの居場所をつくっていただいているんですけども、今おっしゃられたSGKのほうも、こちら2学期のほうから、数の冒険ということで御協力いただけることになっております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今、回答を差し上げました居場所づくりはもちろんです、それから、もちろんSGKもありがとうございます。今後、憩の家にも小さい子どもの集まる場所をつくらうという、そういう話がありますし、あと、意外と知られていないんですけど、チャレンジ教室というのが福祉交流館で結構頻繁に行われております。

そこまでは今やっていることなんですけど、今後、御指摘は物すごく大事なので、ここでポイ

ントになるのは、やっぱり各区の公民館だと思います。公民館の活用をどういうふうにやっていくか。今は健康福祉とか福祉、高齢者のほうの活用だけが前面に出てきていますけれども、その辺も含めて、自宅に近い場所ということで、公民館の活用なんかを今後考えていくようなことが必要なんではないかなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから、僕は、これも2回ばかり質問させていただいたんですが、民俗芸能への子どもたちの参加というところで、せめて子どもたちだけでも、いわゆる神事だからという壁だけでのぞかないで、子どもたちだけでもそういう何かに参加できるように、それで、その継承の道筋をつくっていくというようなことは考えられないでしょうかという話を今まで2回しています。

当時、これも内山課長だったけど、内山課長が担当課長だったときに、民俗芸能保存会と話をしてみますという御検討をいただきました。その辺は民俗芸能保存会の方々とお話をされているんでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

伝統芸能の継承というのは、やはり後継者の問題等、非常に大きな問題になってきておりますので、そういう部分で、今後どういった形でこれを次世代につなげていくかという部分は民俗芸能保存会の総会でも議題として上げさせていただいております。

その中で、まず各芸能のほうでは、地区ごとに今、そういった神事に対する芸能のほうを奉納されてありますので、まず地区のほうで努力をしていただいて、以前は、そこに住んである方で、例えば、災払であったら、昔は一家で何人もという話じゃなくて、5人おっても1人しか出られないとか、そういう部分はあったかと思っておりますけれども、今は子どもの数が減っておりますので、そういう部分でも苦労されているけれども、まずは地区のほうで手当てのほうをしていただくと。それで、保存会の中でも話をしましたけれども、その中で、人数が確保できないような事態になれば、そういう御相談をいただいて、そこで地区外からとか、そういうふうな形でお手伝いできる方に中に入っていただくような体制をつくろう

ということで、今、保存会のほうとも話をしているところでございます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

早急にすぐ、はい、あしたからという問題ではないので、引き続き問題提起していただいて、どういう道が、いわゆる子どもたちがこれから背負っていくわけですから、そういう子たちに継承してできるのかなということを第一義に考えていただいて、その辺の道筋をつくっていただくような方向に動いていっていただきたいと思います。

それから、次に、夢・感動と活力を生むスポーツの振興ということであるんですが、今回はいわゆるスロージョギングがとにかく力を入れてやりたいんだということで伺いました。それはそれでいいでしょう。

僕は、町民体育大会って、基山の規模だからできるんだらうなって僕は解釈しています。これ以上大きな自治体になっても、これだけの町民体育大会って僕は現実的にできないと思います。そういうので、全町民がある程度顔見知りになれるいい機会だなと思っています。

その中で、この前ちょっと運営委員会に出たら、ことしから今までリレーだけで表彰していたのを、玉入れとみんなでジャンプ入れて3つでやりますよというようなことになりましたって、ありました。どういう経緯だったんですか。それは体育部長からの強い意見があったんですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

それは、まずリレーの選手等が、やはり選手が集まらないとか、そのこの子どもの分であれば、そのこの学年に子どもがいらっしやらないとか、そういったことで、表彰があるがゆえに余りにもリレーのウエートが高くなって、なかなか参加もとれないということで、それであれば、リレーの表彰はやめて、やはりみんなで頑張った分で表彰しようという流れの中で、種目を入れたところでの表彰に今年度は変わったところでございます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

要は、楽しくしていくために、継続していくための一つの方策として、こういう手段を選んだということで、これでおしまいではなくて、まだほかに方策があれば、また体育部長との話し合いで考えていくということですよ。ですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）違いますか。

でも、それで困るのは、体育部長というのはしょっちゅうかわるのよね。各区でね。だから、その辺は各区での連携はちゃんととってもらわなきゃいかんと思うんですけども。いいですよ、何か言いたいことがあれば。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

今、議員おっしゃるように、基本的には、やはり今、議員がおっしゃったように、この町民体育大会は、やはり全町民が集まるいい機会だから、基本的には続ける方向で考えた場合に、なるべく多くの方が参加しやすいような形でやるための方策として、この表彰の分と、あと、ふるさと制度というか、2名までは区外に出られた方を入れてもいいというふうな、ローカルルールというか、ことし初めて入れた分です。これにもいろいろ賛否両論あるかと思いますが、まずやってみないとわからないんじゃないかということで、やってもらっています。

ただ、こういった御意見は今、毎年体育部長がかわられるとありましたけれども、この御意見は前年度の体育部長の中で出てきた分をきちっと次に引き継いでやっていただいている分でございますので、そういった意味では、それぞれの反省を踏まえたところでの次の取り組みという継続性はつながっているのかなというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから、もう一つ僕が基山に移り住んですごいなと思ったのは、スポーツ少年団の数がかなりいっぱいあるんですね。ソフトだけであんなにチームがあるとは僕も思わなかったし、今、スポーツ少年団って団体でいうとどのくらい、それから、活動している、これは児童になるのかな、生徒はいないわけですよ、中学校は。児童の数わかりますか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

団体は大体18団体ぐらいで、申しわけございません、数までちょっとありませんでしたけれども、それぞれの団体ではかなりの人数がありますので、数字はちょっと今、手元にございけません。申しわけございません。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

かなりの子がやっておられる。小学生が基山で今何人ですか、500人っていないですよ、多分ね。いっていますかね。若基が270人で、500人はいっているか。でも、一時に比べると、かなり……

○議長（品川義則君）

小学生。河野議員。

○8番（河野保久君）

小学校全体。若基が270人。そして、中学校が400人でしょう。それはよそに知っている。かなりおられるので、そういうところに入っておられる子はあれだけけれども、やっぱり居場所の問題がこういう子たちじゃないところも出てくるので、本当に居場所の問題って、町長いみじくも公民館の活用とかそういうものも積極的になっておっしゃいましたけど、その辺はぜひ早急に総合教育会議等で話していただいて、何か道筋をつけていただければなと思います。

それでは、学力の向上のところに入ります。

学力の向上の中で、ことしは家庭学習の習慣化を図るって、これは前から言われていることですよね、たしか。その前に、済みません、先日、全国学力・学習状況調査の結果が新聞で公表されていましたが、佐賀県は残念ながら6区分で平均に届かないで、平均を上回ったのは、正解率が小学校の算数Aと国語A、いわゆる算数と国語の基礎問題のみで、あとはみんな同等か下でしたと。それで、たしか佐賀県は県の目標として4年間で、平成15年だから、平成19年、20年ぐらいまでに全区分で全国レベル以上の数値にしようという目標を掲げてやっていた。進んではいるけど、結果としては後退だったというような総論を出しておられるんですけど、基山の現状というのはどうなんでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

ちょっとその前に、進んではいるけど後退だったというのは、これはどこの都道府県も全国レベル平均以上というのを出してやっているわけですが、統計学上、そういうことはあり得るわけないんです、全国みんなが平均に行くというのは。ですから、その中でもぐっと上から圧縮されたような状況、学力になっているというのは、順位はついても圧縮されているというのは御承知おき願いたいなということが。

それから、小学校については、ほぼ全国、県ともに上回るというか、国語のBの考える問題がちょっと下回りましたが、あとは上回っております。

中学校については、国語のA問題については全国、県を上回っておったんですが、あとの3科目ですね、国語のBに算数A、Bについては、若干下回ったというところであります。ただ、結果というか、3年生の学年は、1年生で入ってきたときから少しずつ伸びてはきているというところは、私は評価をしているところではあります。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

僕も学力テストというのは点数の競争の仕方ではなくて、その県の教育はどのレベルにあるかというものを調査するためのものであるということは重々承知いたしております。でも、それよりも学校の先生たちの努力が数字として報われるのは、数字で出てくれば先生の励みにもなるでしょうし、僕は100点になるまでが理想だと思うんですよ。みんなが100点だったら、それにこしたことはないと思います。そこまで無理だと言うんだったら、まあいいけど、とにかくそのぐらいの気持ちでやっていただきたい。

それから、家庭との連携を進めていきたいというので、具体的に家庭との連携って、僕、わかったようですごく難しいことじゃないかな。今、要は昼間お父さん、お母さんたちもいないというような中で、いわゆる家庭への教育習慣をつけるって、どういうことが考えられるのか、僕自身として回答が浮かんでできません。どういうことを教育委員会としては想定されているんでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

まず、家庭学習の大切さというのは、学校の授業でわかったというのと、自分でできるというのは違うんですよね。わかったことは、もうやがて欠落して行って、時間がたてば忘れて、もうできないと。ですから、わかったことからできるようにするためには、定着させるためには、授業の時間だけでは足りないんです。ですから、それを家庭の学習というか、そういうふうに持っていきたい。そういうことで、今、こういう（現物を示す）たまたま持ってきていたんですが、きのうの牧菌議員のときにも使おうと思って持ってきていたんですが、家庭学習の手引きというのは、これは保護者用で保存版というのを出しているんです。これは、家庭学習に臨む親の態度をずっと書いて、とにかく、特に小学生低学年、特に大事ですが、宿題に目を通してくださいということを強く書いてあります。そして、子どもが何を学んでいるのかというのを親も知ってくださいと。それから、学習の時間でありますとか内容、そういうこともこれに網羅して書いて、保護者にお知らせして、これをこじは徹底してやっていこうかと。

もうちょっといいですか。（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

その徹底の仕方がね、僕はわからないんです。要は、方策として設定していきますよって、どうやって家庭に入り込んでいくのかなというのがわからないんです。非常に難しいところですよ。ということです。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

実は、子どもたちが自主学習をしたノートであるとか宿題のノート、うちの指導主事がありますが、ある学級、学校のノートを見てみると、親の手が80%ぐらい入っているなど。そういうのが感じ取れたと。そういうところは学力はやっぱり高いなど。それから、あるところは30%ぐらい入っているかどうかというところは、やっぱりそれなりに低いなど。

例えば、音読を何回してきなさいという宿題が出てきたときに、おうちでお母さんの前で

子どもは読むんですね。そのとき、お母さんも読んでいて、それ違うでしょう、もう一回と言う人と、お母さん、聞いてと言ったら、もう判こだけ押すから自分でやっておきなさいと、こういう姿勢を、保護者としてはしっかり子どもを見てもらいたいというのをこれからもっと強くPTA等を通して呼びかけていくということを今、やっていこうと。やっているところであります。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

その学力のところでもいつも僕は印象的な出来事として、というか、これも視察なんですけど、豊後高田の「学びの21世紀塾」という事業で、放課後の学びの場みたいなのが公民館でそれこそあって、そこで、子どもたちがこれは強制的に来いでも来ないでも、でも、子どもたちが嬉々としてランドセルを持って「ただいま」と言ってそこに入ってきて、そこでやっているボランティアが、学校の先生もいれば塾の先生もいる、みんなボランティア。それから、すばらしいなと思ったのは、卒業して学校の教師になりたい子が田舎に帰ってきたときに手伝ってほしいですよみたいなことで手伝う子もいる。ということは、学校教育といわゆる地域の力が一つになっているような、だったんですよ。それもきっかけは当時の教育委員長が、教育長が、豊後高田が学力テストが悪かった、全国、大分県の中でも低かった。何とかせにゃいかんよねって、ずっと立ち上げじゃなくて、やっぱり住民の人をいろいろ巻き込んで、努力して、そういう環境をつくって、やっぱり上がっていったと思うんですよ。だから、学力イコール学校教育じゃなくて、僕は地域の力をかりるということもすごく大切なことではないかな。先生だって限度があります。だから、基山でも本当に子どもたちの学力を伸ばしたいのであれば、できるところはそういうようなことも考えてみて、それこそ総合教育会議でそういうことを話すべきじゃないんですかね。ぜひそれは町長にもお願いしたいんですけど。そういう話し合いの場を持っていただいて。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

地域の力をかりるというのも、最もすばらしいことだと思いますが、でも、私は一義的には、きのう教育基本法の第10条を説明しましたが、一義的には、やはり保護者、親の責務

だということが、学校と親がいかにかみ合って回っていく、そこに地域の力をかりると。これが欠落して、もう学校も保護者も地域にお任せしましょうとなると、これは本当の学びの力はつかないと私は思います。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今、教育長がおっしゃったとおりに、家庭の話というのは非常に大事な部分で、やっぱり家庭というのは非常に大事ですね。これ以上は申し上げませんが、家庭というのは大事です。

一方で、豊後高田は私は直接何度も見に行っているし、現場も見て、もっと言うと財源の確認までしています。やっぱり基山町と違って過疎債が使えるというのは物すごく大きいので、そういう意味では、公民館の整備が非常にうまくできていますね。残念ながら、基山町は過疎債は使えませんので、どういう財源でやっていくかというのは、これから知恵を絞らなければいけない話なんですけど、教育に関しては、ただ一方で、教育長が言われたことがまず正論だと思いますので、そこも加味した上で考えていかなければいけないことかなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

英語検定のところでも、英語検定を受けることを50%にすることが目標じゃなくて、やっぱり一つの動機づけなわけですよ、教育っちゃね。将来生きるための、教育長よく言っているけど、最近余りおっしゃらないけど、生きる力をつけることが教育の最終目的ですよ。というような発言をよく聞きましたけど、僕はもうそのとおりだと思うんですよ。だから、どこまでの学力が必要かという、それは100点みんなとればいいのか、みんな個性があってのいろいろだから、いいところを伸ばしてあげるのがやっぱり教育の力だというふうに思っていますので、言っていることはすごくよくわかります。だけど、百歩譲って学校も一歩地域のそういうところに足を踏み出して、地域の人も学校のことも、もうちょっと自分たちの地域の子もだよっていうことで考えてあげて、何か方策をお互いにやらないと、それこそ町長言っていたけど、財源が幾らあっても足りないよという世界になっ

ちやいます。教育というのは、やれば100点、切りがないところいっぱいありますもんね。だから、その辺を考えると、教育長の考えはすばらしいと僕は思っています。ただ、それに余り固執すると、今度、応援するほうがちょっと二の足踏んじやうんですよね。というようなところもあるので、一步その辺はお考えしていただければと思います。

それで、できれば基山の子は、僕はいつも思うんですが、やはりこの基山の土地から出ていくことはやむを得ないのかな、就職の環境から学校の環境からしたらですね。ということを考えている。ただ、ゆくゆく年配になったら、やっぱり基山に帰ってきてもらいたいというのが僕は夢なんですよね。それには、やっぱり地域のおっちゃんでありおばちゃんがいる、ああ、基山っちゃんいい町だったよねっていうような町にしていってもらいたいというのが、きょうの言いたかったことです。

これ以上言っても、またゆっくりほかの場で話を移しまして、今回は、これから後、議案審議もありますし、いろいろありますので、これでおしまいにして、いみじくも明日は中学校の運動会ですので、子どもたちが元気に体育大会で楽しい思い出をつくっていただければなと思うことを祈念しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で河野保久議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時55分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

日程第2 追加議案上程 提案理由説明

○議長（品川義則君）

日程第2．追加議案上程。

議案第30号、議案第31号の提案理由の説明を議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、平成29年第3回定例議会に付議いたします追加議案について提案理由を御説明

申し上げます。

今回の追加議案は、工事請負契約案件2件を上程いたしております。

それでは、提案理由について説明いたします。

議案第30号 多世代交流拠点施設整備工事請負契約について及び議案第31号 放課後児童教室建設工事請負契約についてでございます。

基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成29年9月1日に指名競争入札に付した「多世代交流拠点施設整備工事」及び「放課後児童教室建設工事」について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

各議案の詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明いたします。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に担当課長の詳細説明を求めます。

議案第30号の詳細説明を求めます。中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

それでは、議案第30号 多世代交流拠点施設整備工事請負契約について御説明させていただきます。

追加議案1ページになります。

当該案件につきましては、平成29年9月1日に指名競争入札を行っております。入札には4社が参加し、鳥飼建設株式会社が1億7,200万円で落札いたしました。

なお、議案にあります請負代金額は、落札額に消費税を加えた金額でございます。

履行期間は、平成30年3月26日になっております。

それでは、追加議案資料1ページをお願いいたします。

こちらのほうには建設工事請負仮契約書の写しをつけさせていただいております。

2ページをお願いします。

2ページには基山町入札成績表をつけさせていただいております。こちらの5社を指名し、1社辞退により4社の入札結果、鳥飼建設株式会社のほうが落札されております。

3ページから図面をつけさせていただいております。

こちらにありますように、現在の老人憩の家の既存建物部分の改修を行い、その西側に2

階建ての増築建物の工事をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

4ページには1階の平面図をつけさせていただいております。

既存建物の改修部分につきましては、調理室と便所部分以外を改修の対象とさせていただいております。

玄関を現在の西側から北側に変更しております。現在、男女2カ所あります浴室を1カ所とし、ボイラーから循環式のガス湯沸かし器に変更しております。

新たにカラオケ室を設置しております。

和室につきましては、9畳の二間に変更しております。

大広間につきましては、舞台を撤去し、畳敷きをクッション性のあるタイルカーペットに変更しております。

大広間とラウンジの間に12畳の畳敷きのスペースを設置しております。

増設部分につきましては、キッズルームに8歳以下を対象とした室内遊具を設置しております。

また、事務室、更衣室、エレベーター、キッズトイレ、授乳室及び多目的便所を設置しております。

5ページをお願いいたします。

2階平面図をつけさせていただいております。

コミュニケーションルームを2カ所設置しております。移動間仕切りにより一部屋にすることもできます。

多目的スペースを設け、男女便所及び多目的便所を設置しております。

6ページをお願いいたします。

立面図をつけさせていただいております。

既存部分につきましては、屋根の補修、塗装、外装の塗装を行うようにいたしております。

今回の案件は、基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する5,000万円を超えておりますので、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第31号の詳細説明を求めます。平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

それでは、議案第31号 放課後児童教室建設工事請負契約について、詳細説明をさせていただきます。

追加議案書の2ページをお願いいたします。

当該案件は、基山小学校の放課後児童クラブひまわり教室の増室のための建設工事請負契約を行うものです。

当該案件は9月1日に指名競争入札を行っております。入札には5社が参加し、株式会社堀田工務店が5,800万円で落札いたしました。

議案にあります請負代金額6,264万円は、落札金額に消費税を含めた金額でございます。

工期は、本契約締結日の翌日から平成30年3月26日までとなっております。

追加議案資料を8ページから12ページまでつけさせていただいております。

それでは、8ページをお願いいたします。

8ページには建設工事請負仮契約書の写しをつけさせていただいております。

9ページをお願いいたします。

9ページには基山町入札成績表をつけさせていただいております。

こちらの5社により、入札の結果、株式会社堀田工務店が落札されております。

10ページから図面をつけさせていただいております。

10ページをお願いいたします。

10ページは配置図になります。

こちらにありますように、既設のひまわり教室の隣に増設工事を予定しております。

増室の建物は、木造平家建てで、建築面積246.8平米となります。

11ページをお願いいたします。

11ページは平面図になります。

80名程度の定員を予定しており、生活スペースは144平米となります。アコーディオンカーテンで仕切りができるようになっております。生活スペースとは別に静養室も設置予定です。施設の外側には雨天や酷暑のときに児童が過ごすためのスペースや足洗い場、収納庫も設置予定です。

12ページをお願いいたします。

12ページは立面図になります。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第3 議案第20号

○議長（品川義則君）

日程第3. 議案第20号 基山町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

まず最初に、自分の理解しているところが間違っているかどうかの確認をさせてください。

個人識別符号が含まれているものという内容で、資料も含めて読みますと、これは恐らく性同一性障がいとかいう方のことを指しているのかなと思ったんですよ。わかりますか。

○議長（品川義則君）

どの部分でしょうか。どの部分かもう少し詳しく説明いただければ。

○6番（牧菌綾子君）

資料のほうのページ数としては1、個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）の概要というところですね。そここのところで個人識別記号はというところで、課長の説明では、例としてパスポートであるとかマイナンバーであるとか免許証番号のほうでこれを使うというようなことだったと思うんですが、通常のアのほうの個人情報は氏名、生年月日、住所等ということは、例えば、出生届のときにどこの誰が生まれました、男性です、女性ですという単純にそれだけでわかる内容であろうと。ところが、識別符号のほうは、体の一部の特徴を要するに電子計算機の用に供するために変換したということは、見える、非見えるというふうな状況も含めてだろうと思うんですが、それに関して、いわゆる保有の制限等の改正のところを見ますと、要配慮個人情報ということでの定義がされているので、要は、見た目は男、でも中は女とか、そういう人のことを言っているのかなと思ったんですね。

それから、親の都合で戸籍届をされていなくて、途中からいろんな情報があって、自分の戸籍を新たにつくった方とか、そういう配慮をされる人のことを言っているのかなというふうに理解をしたので、まずそこが違うなら、ここの部分をもうちょっとわかりやすくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、今回の改正は、これまで個人情報という一般的に使われているような用語の中で非常に曖昧な定義がなされておったと。そういった中で、個人情報をわかりやすくするために今回の改正を行ったわけでございます。

まず、御質問の個人情報に含まれる情報というのが、まずは氏名、生年月日、住所であると。その次に、そういったものも含めて個人識別符号が含まれるものということになっております。

ところで、個人識別符号というのはどういったものですかという定義をその次にさせていただいておるところでございます。そういった中で、アというのが、もう例えばで申し上げたほうがわかりやすいと思いますので、個人のDNAデータであったり、顔認識データであったり、指紋認証データ、いわゆるこういったものを符号化したものでございますので、例えば、もう既に役場のほうも基幹系では導入いたしておりますけれども、ログインするときに2要素が要するというので、パスワードと指紋認証でシステムを起動するようになっておりますけれども、そのときに、当然自分の指紋というのは1つでございますので、指紋そのものが個人情報に当たるという定義でございます。

先ほど申されたような、例えば、そういった個人的な性同一症候群とか、そういったものをあらわしたものではございません。

一方、要配慮個人情報と申しますのは、これまでも特に人の宗教であったり信条であったり、そういったものについては業務上というか、法律上規定された以外は持つてはならないというところがありましたけれども、その部分についても要配慮個人情報というものを特定することによって皆様方に御理解をいただくように個別に規則などで定めながらお示しをしたというところが今回の大きな改正でございます。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

では、個人の身体の一部の特徴というのは、指紋だけということではよろしいのでしょうか。何かすごく読めば読むほど、やっぱり制限等の改正ですごく配慮しているという文面があるので、こんなに配慮するといったらそれしかないんじゃないかなと。そういう見方で判断しないようにこういうところがという改正なのかなとどうしても読み込んでしまうんですけ

ど、じゃ、そこまで深い読みは要らないという単純なものなんでしょうか。でないと、すごく資料いただいて、読めば読むほどすごく、大体個人情報にそんな思想信条も入っているんですか。そこまでは知らなかったんですけど、一応個人情報というのは、どこの誰で、この顔をした人で、男性で女性でというぐらいのもんだと思っていたものですから、その辺、もう一つ納得いかないんでお願いします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

私の説明が悪かったのかもしれませんが、ここでいう個人情報というのは、結局個人情報を守るための個人情報というのを特定させていただいていると。その中で今回、これまで個人情報という表現が非常に曖昧であったと。今回の改正によって、国も含めてでございますけれども、個人情報というのは具体的にこういうことですよというのを規定することによって、この個人情報については基本的には秘密をきちっと守ってくださいよというのが砕けたところの言い方ではないかなと思いますけれども。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。――ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第20号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第21号

○議長（品川義則君）

日程第4．議案第21号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。栗野議員。

○4番（栗野久明君）

所管外ですので質問させていただきます。

個人情報の今度の保護条例の施行規則の案が資料で示されていますが、かなりの項目が、先ほど言いましたが個人識別符号の中で29項目もありますよね。非常に細目にわたっているような識別の関係が出ていますけれども、こういった内容の数を明確にあらわしてきたということですが、ここら辺について職員の教育というか、研修会とか、そこら辺の計画はござい

ますでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今のところそういった予定はございませんでしたけれども、これまでも特段に法律が変わったからといって運用そのものが変わっていくわけではないというふうに思っております。そういった意味からはどうかと思っておりますけれども、本議会御承認いただいた後については、こういった内容になっているという周知は職員にはかけていきたいというふうには思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

取り扱いの項目ではいろんな免許証とか許可書とか、そういったものに番号が振っておられて個人が特定されるということで、全てのものの項目を上げているからこれだけになっているのかなと思っておるわけですが、そういった取り扱い、基山町でどこまでの範囲が取り扱われるかというのも私も正直把握しておりませんが、業務の中でそういったものの取り扱いをチェックするような機関というか、誰がチェックしたりするのかというふうな気がしていますけれども、そこら辺、何かありましたら。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そういった管理についてはそれぞれの部署において適正な管理を行っておるところでございますし、そもそもこういった個人情報に関しては、私どもについては特に取り扱いに当たっては当然守秘義務等もございますし、外に口外することは罪ということになりますので、そういったことについては常々から職員一人一人が意識を持って業務に当たっているというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。――ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第21号に対する質疑を終結します。

日程第5 議案第22号

○議長（品川義則君）

日程第5．議案第22号 基山町税条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

議案第22号、資料の12ページをお開きください。

まず、個人町民税について「就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、」とあります。まず、これについて説明をお願いいたします。

それと、次の固定資産税に関する案件ですけれども、わがまち特例を導入して、今回、市民緑地の用に供する土地という部分で上がっております。これが3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内においてとありますが、基山町としては3分の2、いわゆる参酌のところを選ばれたと。その理由をお示し願えますか。

それと、最後にもう一点。この固定資産税のわがまち特例の導入、1週間ぐらい前ですか、だーっとホームページに出てきましたけれども、今後、もし予定しているわがまち特例の案件とか、そういうものがありましたら御説明ください。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

久保山議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の就業調整をめぐる喫緊の課題ということですが、配偶者控除等をめぐる課題といたしましては、配偶者が就業時間を調整することによって納税者本人が配偶者控除に適用される103万円以内にパート収入を抑える傾向があるというふうに指摘されております。これについては、配偶者特別控除の導入によって配偶者の給与収入が103万円を超えて世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みがございまして、これにより税制上103万円の壁というのは解消されているようなところでございます。

ただ、それにもかかわらず収入を抑える傾向が生じる要因として、103万円という水準が企業の配偶者手当制度等の支給基準に採用されていることや、いわゆる103万円の壁が心理

的な壁として作用していることが指摘されております。生産年齢人口が減少を続け、人手不足を感じている企業が多い中、パート収入を一定範囲内に抑えるために就業時間を抑える傾向は、最低賃金が引き上げられていくにつれ、さらに強まることが懸念されているということが課題でございます。

続きまして、2点目の今回のわがまち特例の導入について、3分の2の特例率を適用したという件ですけれども、わがまち特例の考え方といたしまして、税負担の軽減の特例、税負担軽減の期間、税負担軽減の程度というふうな3つの要素がございます。そのうち、期間と程度については条例委任の対象となって、自治体ほうが裁量で定めることができるとなっております。

今回、3分の2ということを決めた部分については、特例割合を条例委任で定めるときには法律で示す一定の特例措置を国のほうは示す必要があるということがあるから、3分の2を参酌して上限、下限率の範囲内で定めることができるというふうになっております。3分の2というのは、これは標準的な特例率の措置というふうに考えておりますので、今回、町条例のほうの制定の率としては3分の2というふうに決めて定めることを上程させてもらっております。

また、今後のわがまち特例についてですけれども、現在、わがまち特例については町条例の中で13項目規定させてもらっています。——失礼いたしました。12項目です。それに今回上程させてもらっている案件を加えますと13項目というふうな形となります。固定資産税の特例措置関係については、国の各省庁関係の要望等もありまして、そこの中から来年度の税制改正等で上がってくるような形になると思いますけれども、現行で私が把握しているところでは改正で上がってくるような案件は把握しておりません。

以上です。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

まず、103万円の壁、また心理的なものということで答弁をいただきましたけれども、じゃ、果たしてこの税条例の改正によって、特に心理的壁というものが解消されるのかどうか。そしてまた、それに対して解消するためにこの条例の改正を行うんだと思うので、それに対しての告知、PR、こういった形で行っていくのかをまずお聞きします。

それと、固定資産税のほうに関しましては、課長の答弁によりますと、あくまでも上位法ありきのわがまち特例のような感じで聞こえております。じゃ、本当に基山町として固定資産税の特例をどう見ていくかということをやはりもうちょっと真剣に考えていく必要もあるのかなというふうに思っています。例えば、今基山町で空き家が115軒程度あるというふうな報告を受けております。その中で、すぐにリフォームもある程度抑えられたまま使えるのが66軒、ただし、やっぱり大幅なリフォームが必要な、また取り壊しが必要な空き家というのが恐らく40軒程度あるんだろうと思うんですけれども、家屋を解体する観点で一番壁になっているのがいわゆる6分の1の税控除がなくなるという部分だと思うんですよね。例えば、このわがまち特例を使ってその6分の1の税控除を、年数は別として、1年とか2年とか3年とか、基山町独自で設けることができないのか。要するに家屋を解体していただいた後にその土地の有効活用を促すような施策ができないのかどうか、ここをお尋ねいたします。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

まず、1点目の心理的な壁は解消できるのかというところですが、この壁というのは納税者の方々が持っているものだと思います。実際、この部分について壁を解消できるのかということについては、この税条例の改正によって解消はできるものではないというふうに思っております。ただ、この分についてPRをどのようにしていくかということですが、現在でも住民の方々のほうからこの案件に関する問い合わせが多く来ているところがございます。その都度職員のほうで対応して電話対応等をさせていただいているところですが、各市町この分については改正をしていくような形になりますので、他市町村に足並みをそろえる、または早目に告知のほうはしていきたいと思っております。

告知の方法としてはさまざまな部分がありますが、それについてもいろんな面から周知のほうをしていきたいというふうに考えております。

また、住宅用地の特例措置の6分の1のことについてですが、町の中でこの特例率を変更することはほんのりと考えています。わがまち特例での参酌基準というのは、もともと法律のほうに、地方税法等に特例率等が定められて、それを各自治体で実践したところで参酌基準等を踏まえたところで決められるというような形になっておりますので、住宅用地の特例率ということに関して言いますと、困難というふうに考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

あんまりわがまち特例という意味はないですよ、あれならば。結局国に全部参酌してという形になるならですね。いわゆる税率の変更が難しいということであるならば、私が先ほど質問した、例えば特例ですよ、いわゆる6分の1の税控除を特例として1年間減免するとか、そういうことは基山町独自にできるものですか。このわがまち特例とは別に。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

固定資産税の6分の1というのは、地方税法で定められたものですので、今の空き家の危険を擁す空き家については、逆に6分の1の規定を廃止して6倍課税するというものが今の空き家に対する考え方ですので、今の久保山議員とは反対の方向にですね。ただ、空き地を住宅促進のために使うということであれば、実際、更地はいっぱいあるわけですので、そういうふうなことを考えれば税の公平性からいえば非常に難しくなるのかなというふうには、その6分の1を適用させるのは非常に難しいというふうには考えます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第22号を終結します。

日程第6 議案第23号

○議長（品川義則君）

日程第6．議案第23号 基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第23号に対する質疑を終結します。

日程第7 議案第24号

○議長（品川義則君）

日程第7. 議案第24号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっとよくわからないわけですが、町営住宅の入居者に対する家賃を決定する上で、今までは収入を申告していただくことによって決めていたと。これを困難な事情があると認めるときにはそれをやめて、役場の判断で決めますよと、端的に言えばですね。そういうことなのでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、家賃の決定でございますが、家賃の決定は、政令で定められた基準がございます。また、どれに合うのかというのを入居者の方から収入の申告、あるいは収入の証明をいただいて、それで、それぞれのケースと状況に応じて家賃の決定をしております。ただ、ここで想定されておりますのは、入居者が認知症等何らかの身体的な状況でそういった情報を事業者、町のほうに提出するのが困難になるというのが今後予想されますので、そういった場合につきましては、入居者の方が自分でそういった収入証明等を持参され、私どもの審査のほうに提出をされていた書類の部分がそういった特別な事情によって町の聞き取り等で官公庁、収入を発行する官公庁等の調査によってできるようになったという部分でございますので、結果的なものとしては個人独自で持ってこられていたものが特別な事情によって町のほうが調査をし、そういう形で決定ができるようになったというところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そうすると、現在どのくらいそういう方がおられるかちょっとわかりませんが、役場で判断して決めますよということですが、そうすると、家賃がもちろんいろんな基準がきちっとあるわけですからそれに応じてと。今までよりか上がる可能性、下がる可能性、それはどうなんですか。全然変わりませんということですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、収入の状況によって変わらない場合もあろうし、下がる場合もあろうかと思います。あくまでも町が決めるというものではございませんで、政令でこういったケースなり収入の5段階の枠なり、政令で決められておりますので、どこをとるかという事務作業の中の決定の資料をこちらのほうで調査できるというところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

済みません、ちょっとわからないんですが。家賃は収入に応じて決められているわけでしょう。ところが、その収入が今までは自己申告と、申告していただいて決めていたと。ところが、今度はそれをしないと——しないというか、障がいとか認知症とかいろいろある方については、それはやめて——やめてというか。だから、収入把握できないわけでしょう、その意味じゃ。そいけん、そうなるとどがんなつとですかと言っているんです。ちょっと私のあれが、今と変わらんとですかね、それとも上がったたり下がったり、その辺どうなんですか。

○議長（品川義則君）

課長、どこが変わったのかを説明してもらっていいですか。

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

あくまでも資料の提出を求めていたのがこちらのほうで調査できるようになったということでありまして、収入が変わらなければ当然家賃は変わらないと思っております。ですから、収入の決め方も確定申告をされるなり、あるいは働いておられれば働いたところからの収入証明なり、そういうふうには第三者の方の証明になりますので、こちらのほうで一概に収入を決めるというものではございません。

○議長（品川義則君）

あとは委員会のほうで詳しく言っていただければ。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第24号に対する質疑を終結します。

日程第8 議案第30号

○議長（品川義則君）

日程第8．議案第30号 多世代交流拠点施設整備工事請負契約についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今回、老人憩の家整備にかかわって、キッズスペースに——工事請負契約なわけですよ、工事費。なわけですが、資料によりますと10月から工事に入っていくという形だろうと思うんですが、老人憩の家を利用した人は保健センターとか福祉交流館とかを利用してくださいというふうになっているようですが、利用料ですたいね、これはどうなるんですかね。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

利用料という概念じゃなくて、事業の負担金ということで指定管理者のほうの実施事業として取ってもらうように考えております。（発言する者あり）個人負担については、現行と同じ50円でございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

この設備の問題ではないんですけれども、入札について質問いたします。

1点は、これどういうふうな入札の仕方をしたのかというのが1点です。指名競争入札だったのか、一般競争入札だったのかというのが1点です。

それから、私は基山町の入札情報はある程度目を通してはいるんですけれども、よく、今回もそうですけれども、辞退というのが出てくるんですね。私も福岡市の入札には少しかかわっていたんですけれども、そのときに入札辞退というのは物すごくペナルティーがあったんですね。なぜかという、自分たちが入札申請するときには、この入札にこういうふうな事業の入札に参加させてくださいというのが前提でしますから、その入札を辞退するというとは厳しいペナルティーがありました。私は基山町の入札の、先ほど言いましたように、辞

退が時々目につくものですから、どういうふうになっているのかという部分で、そういうふうなペナルティーがあるのかどうか、これについて説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

まず、今回の入札につきましては、指名競争入札で行っております。

それと、多世代交流のほうの入札に関しまして指名をさせていただいて、1社辞退があったわけでございますけれども、その辞退となった理由というのは、建設工事の施工に際して業者は建設業の許可を持っていなければなりませんけれども、その許可には特定建設業許可と一般建設業許可とございます。一般の場合には自分がとって元請になって、下請に出せる金額が6,000万円未満というふうになっております。今回、指名をさせていただいて、その業者が入札金額をはじかれて、自分がとった場合に下請に出せる金額が6,000万円未満ということで、一般のほうの許可しかお持ちではなかったもので、そういった理由で今回は辞退をさせていただきますということで申し出がありましたので、そういうふうになっております。

今回の件に関しては、特段ペナルティー等はございません。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

それこそ、こういうランクもありますし、先ほど言いました一般、特定、いろんな建設に対してのありますし、それこそ施工管理業者の方とかいろんな部分でそういうふうなランクがあるんですね。なぜ先ほど辞退でペナルティーというふうな話をしたのかというと、入札ですから指名だろうと一般だろうと自由競争入札、自分がとりたいという案件に対してはとれる入札金額を出す。私もそうでしたけれども、いや、この仕事は自分はもうとりたくない、ほかに仕事を持っているからというときには、高い金額を書く。高い金額を書けば当然とれないんですね。だから、こういうふうなやり方をしていたんですけれども、辞退というのは、先ほど言ったように物すごく制限をされてペナルティーとかもあったものですから、基山町その辺の関係を伺っております。

私はそれこそ入札はあくまでもそういうふうな公正、公明といいましょうか、これが原則であり、そういうふうにもし辞退とかなんとかあった場合は、必ずこれに対してはきちっと

対応するというふうなことを求めたいがために質問して、今の回答では納得しましたので、今後ともこういう形でよろしく願いしておきます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。木村議員。

○7番（木村照夫君）

私のほうは、収容人員ですね、既設建物を改修したんだと。そこは定員何名か。また、キッズルームですね、子ども対象につくったんだと、その収容人員。使用者として何人が使われるかなと、そういうことを確定するのか。その人数を教えてください。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

現在の老人憩の家について、日々30名から40名の方が使用されておるところでございます。その倍ですので……

○議長（品川義則君）

課長、収容人員です。利用者の数じゃないです。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

収容人員については、特段想定はしておりません。ただ、キッズスペースについては、大体20名から30名程度が収容できるだろうということで聞いております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

定員とか消防法でお客さんを集めれば決まっておるでしょう、何名未満とか、その数。それと、確かに老人憩の家の分は今まで過去のデータがございますから、それはわかります。今度、キッズルームたいね。何人、本当、100人も200人もここに子どもが来ていいのか。父兄もおりますね。その点ですたいね。そこから遊具の選定とかしとるはずやけんですね、何セット要るとか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

キッズスペースに関しましては、今、健康福祉課長が回答いたしましたように、30名程度を想定しております。ただ、子どもたちだけで来ることは考えておりませんので、保護者同伴の子どもが30名程度の収容で考えております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

そしたら、せっかく老人の方がこっち、老人憩の家にいらっしゃる。子ども、要するにおじいちゃん、おばあちゃんからいうとお孫さんたいね、に当たる人が来ているたいね、いっぱいね。それは父兄も来とろうが。そこの人的交流たい。そればすれば、また未来の多世代交流の本当言うとおりになるからね、そういうことも考えているのか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

もちろん多世代交流ですので、お年寄りの方から子どもまで交流するイベント等を定期的に開催して事業を運営していきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

指名入札のときに条件を提示されたと思うんですが、資料の19ページにあります備品の内訳書、説明では唐津市のほうに……

○議長（品川義則君）

牧菌議員、そこは入っておりません。追加の30号議案です。

○6番（牧菌綾子君）

済みません、失礼しました。

○議長（品川義則君）

ほかに。栗野議員。

○4番（栗野久明君）

不明な点だけ聞きたいと思います。

多世代交流拠点の、まずこの金額の中には外構工事はどの程度含まれているのかというこ

とと、これが建つことによって駐車場の心配をされておまして、駐車場は別件で下につくりますよということでもあります。平面図を見ますと、裏のほうには階段があつて、駐車場から階段を上がっていく場合と、本通りを歩いてくる場合があると思うんですが、スペースがちょっと狭いように平面図では受けておりますが、どの程度あくものか、そこら辺だけちょっとお願いします。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

今回、多世代交流拠点のところの駐車場の関係ということでお答えしてよろしいですか。

（「駐車場からのスペースが1つと、それと外構工事でどの程度か」と呼ぶ者あり）

外構工事につきましては、今回、工事費の中には上げさせてもらっておりません。ここの多世代交流拠点を整備する場所については、町の持ち分の土地と、あと近隣の御神幸の総代さんたちが管理している土地で、今の老人憩の家の場所は駐車場として利用させてもらっているというところですので、まだそちらの総代さんたちと協議を行っていませんもんで、外構工事をどこまでするか、そこもまだ決まっていない状態です。これからあと総代さんたちと協議してどういうふうにしていくというところを決めていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

範囲についてはその土地の問題とか出てくるかと思いますが、増築したことによって人の動線というのは2カ所に行くんじゃないかなと。裏側を歩いて階段をおりて駐車場のほうに行く場合が考えられますから、そこら辺の幅的なものが確保できているのかということと、そこら辺の整備はまた別個人になるのか、要するに歩いていきますから、建物は建ったけど、がちゃがちゃのところは行けませんから、どの程度できるのかなというのがちょっと、単純な質問です。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

工事の内容になりますので、建設課のほうで答えさせていただきます。

まず、3ページの配置図を見ていただきまして、増築の建物がございます。こちらの左側が西側になりますが、こちらのほうのスペースが今度駐車場のほうでお願いをしておる予算の中で防護柵等を行う予定でありますので、それを考えますと、1メートル以上の歩くスペースがとれるというところで考えております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。――ほかにございませんか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

同じく4ページで、所管じゃありませんので、せっかくです。

4ページの平面図、よろしいでしょうかね。このキッズルームの出入り口というところは、トイレとか多目的便所のところの、もうオープンになっているんですかね。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

今、ここは見通しがよくなるようにオープンということで考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

老人憩の家の利用者もそういうところら辺の意見が出ておりましたよね。それと、細かいようで申しわけないんですけど、6ページの立面図、これは増築する部分の1階の窓が配置されていますけど、ここ自体が完全にキッズルームの場所だと思うんですけど、ここら辺のガラス戸の位置とか、あと、2階のコミュニケーションルームとなっていますけど、これはもちろん子どもとかの親子世帯も利用できる場所なんでしょう。そうすることで、そういう多世代交流広場ですので、そういう小さな子どもも利用可能な場所ということで、安全面の配慮はどこら辺まで考えて設計に盛り込まれておりますか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

多世代交流ということで、子ども、老人の方も一緒ですけど、制限する場所というのは考えておりません。ラウンジとキッズルームの横をオープンにしていますけど、ここには意見

交換会の中でも出てきましたけれども、安全面を考慮しなさいという御意見が多くありました。そういうことですので、当たっても大丈夫なウレタン性のバリケードなり、それとか小さなソファ等、そういう配置で高齢者、子どものぶつかりなど、そういう事故がないような配置にして工夫を行っていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

建設のほうについてお答えします。

まず、窓は4ページの1階の平面図を見ていただきまして、左下が南側になります。一番動くと思われやすい遊具の部分が中央部にございます。ページをめくっていただきまして、6ページ、こちらの下の方の南側のほうは中央部分は窓をつくっておりませんので、一番当たる部分については窓を設けておりません。また、そういった動きの中で衝突等のおそれがある部分については強化のガラス窓を使う等、そういった安全面の配慮を行っております。

2階のコミュニケーションルームにつきましても、同じような形で配置をしております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

もう一カ所、済みません。全協とかで説明もあったかもしれませんが、浴室、前はたしか、最終的にこれ何人ぐらい入られるような浴室に設計し直されたんですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

この部分についても意見交換会の中の意見を参考にしまして、男女分かれたユニットバス2カ所を設けていたんですけど、意見交換会の中での意見からお風呂はやはり大きめじゃなければいけないということの意見も多かったもので、そこでちょっと大き目のお風呂を1つにしました。対象が5名程度を想定しております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

所管ですけれども、条例に関することで総務企画課長にお尋ねいたします。

今、基山町老人憩の家、設置及び管理に関する条例の中で定められています。今後、条例改正、当然やらなきゃいけないと思いますけれども、内容的には恐らく全部改正になるのかなというぐらい大幅に変わってきます。その中で、どれぐらいの時期を、12月なのか、3月なのか、そのあたりをまずお尋ねしたいのと、もう一点、使用料について、先ほど50円のまままでいくということで、財政課長にお尋ねしたいんですけれども、今、要するに老人福祉の観点から65歳以上の方は50円、また、それにつき添う方が50円というふうな形になっています。ただ、今回は中身が随分と変わるわけですよ。（発言する者あり）

○議長（品川義則君）

質問を続けてください。

○5番（久保山義明君）

ということは、老人憩の家は、多世代交流拠点事業にかわった場合の使用料というのは今から検討されるということによろしいですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、条例の件でございますけれども、今回、多世代交流ということで、目的そのものも若干今の老人憩の家の条例からすれば違う部分もございますので、内容としては、手法の問題はありますけれども、全部改正というような形になると思います。廃止して新規で上げる場合も想定できますので、そういった両面から検討をしておるところでございます。

それと、使用料に関しましては……（発言する者あり）

○議長（品川義則君）

時期。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

時期については、12月の上程を予定しておるところでございます。当然オープンに向けての周知も必要でございますので、そういった観点から12月を予定しております。

それから、使用料に関しましては、今回、全面的に中もそれなりの予算も入れてやりますので、当然見直しをかけていくと思います。——思いますじゃなくて、かけていきます。その中では現在定めておりますけれども、使用料の基準を参考にしながら、同じく12月にお示

しをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。松石健児議員。

○1番（松石健児君）

1点だけお伺いいたします。

資料の4ページの男子便所、女子便所、多目的便所と、調理室が現状のままで改修が行われないということになっておりますけれども、この辺は給排水の老朽化等、あと耐力壁等、老朽化ということで改修を行うんですけれども、耐震上の問題はないのかどうか、あるいは防虫防菌の問題です。シロアリの問題ですね。その辺は今回の改修では特に問題ないとして見越しているのでしょうか、教えてください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、調理室とトイレにつきましては、平成15年——ちょっと正確はあれですが、平成15年前後で改修を行っております。その中で非常に程度がいい状態でしたので、そこは扱わずにさせていただいております。また、こちら鉄骨でございまして、耐震上も問題がないことを確認してそういった判断をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第30号に対する質疑を終結します。

日程第9 議案第25号

○議長（品川義則君）

日程第9．議案第25号 多世代交流拠点事業（基山町老人憩の家）備品の取得についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

先ほど失礼いたしました。資料をいただいております分の備品購入全般というところで、いただいていた資料で以前説明があったのは唐津市を視察して、このようにしましたという

ことでしたが、内容が備品に関しての選定、これを一応指名入札のときにこの内容で出そうと決めたこの内容ですね、一応これが幾つ、これが幾つと細かく書いてありますが、この選定はどの段階でされたのでしょうか。

というのも、小さい子どもはなめたりとかいろいろするんで、材質とかの心配もちょっとするんで、そのあたり教えてください。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

こちらの入札に関しましては、プロポーザルのほうで契約をしておりますので、この仕様を決めたのは仮契約のときになります。唐津のほうを見に行っただのは、ちょっとイメージをつかむために行きまして、あくまでも唐津のほうはプロポーザルをするときにいろいろ要件ございますので、例えば、唐津のほうで今、安全ということがありましたけれども、一応話を聞いたら、安全性を保つためにゾーン分けをしていると。また、安全性に配慮することということで、プロポのときに十分な広さを保つこととかもパーテーションとかクッション性の椅子で区切る配慮をすることとか、安全性に配慮するようなお話も唐津のほうから聞いてきましたので、それを私どものプロポーザルのときの要求水準書として提示いたしまして、それを踏まえて事業者の方にプレゼンテーションしていただきまして、そして受注した事業者と契約するに当たりましては、受注者を決定してから、またさらにそれを基山町の方のニーズを聞かないといけませんので、6園の保護者の方と、あと多目的グラウンドのほうで聞き取りによるアンケート調査をして、最終的に仕様を決めたのが19ページにつけている表となります。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

では確認ですけど、先ほど30名、保護者の方を含めてそこで遊ばせられるということ想定してということで人数をおっしゃいましたけど、では、この備品ですね、そういう方が来てこれだけのものを置いても遊べるということは当然想定をされているということですね。確認です。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

それは、契約予定の事業者ときちんと打ち合わせをしております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

キッズスペースの備品ということなんですが、この施設整備にかかわって来年4月か5月ごろになるかわかりませんが、備品費として200万円予定されているわけですね。だから、もちろんキッズスペースの備品費は1,000万円、一応予定されておったわけですがけれども、新しくカラオケルームとかできるわけですね。その辺の備品なんかについては、これは次の12月とか3月の補正でという形になるんですか。

○議長（品川義則君）

松石信男議員、それ今回の中に入っていますか、質問ちょっと違うと思うんですけど。それは多世代交流拠点施設でしょう。

○12番（松石信男君）

多世代の新しい……

○議長（品川義則君）

備品の今回の契約の件ではないでしょう。

○12番（松石信男君）

備品が入っとらんけんね、いつになっとかちゅう。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

今現在、どういう備品が必要かというところを精査している状態です。それで運営方法などもまだはっきり煮詰まっていなかったもので、これから今、それを精査しまして、議会のほうにお願いすることになるかとは思いますが。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。松石健児議員。

○1番（松石健児君）

済みません、このちょっとよくわからないんで御説明いただきたいんですけど、プロポーザルプレゼンテーションの評価が出ていますよね。これと取得価格で999万円という単価が出ております。これはプレゼンテーションの中で単価も含めたところで評価がされているんでしょうか、それとも単価は別なんでしょうか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

総合評価なので、金額のほうも入っております。提案内容に対する金額も入っております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

そうすると、これの評価の要因という部分ではあんまり細かいことは伺いませんけれども、金額的な部分では余り大差がなかったのか、あるいは金額では差があったけれども、かなりプレゼンテーションのところでの内容がよかったのか、その辺のちょっと微妙なところでしょうけれども、最終的な決定した部分がどの辺にあるのかというところがわかれば、若干御説明いただけますか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

金額のほうは大差はなかったです。入札で入れたときの金額も事業者それぞれ似たような金額でした。ですので、内容によって決定しております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

所管ではないそうですが、質問するのを忘れておりました。所管と思っておりました。

基本的なことを含めて何方か質問させていただきます。

そもそも先ほどからこの30号議案、25号議案を聞いておまして、私はこども課の予算は福祉課の予算と統合して発注すべきということをおっしゃっていましたが、今予算が2つに分かれています、非常に不都合が聞いていて感じているんですよね。その端的な例が、議案の

表題なんですよ。議案第25号は多世代交流拠点事業（基山町老人憩の家）、あとは備品ですから違います。議案第30号は多世代交流拠点施設整備、「老人憩の家」は入っていないんですよ。

議案第25号が平成29年9月5日に議会に上程されております。議案第30号がきょうの9月8日に上程されております。ということは、備品購入の議案が早く上程されて、建物もない整備計画も憩の家がない、建物のないところに備品の購入議案が出ていますよね。基本的に議会に対して、議会の議長が拒否すればよかったんですけど、受け取ってあるようですが、こういう矛盾があるんです。基本的な矛盾が。建物がないのに備品購入だけ議決をしてくださいと、執行部は議会に対して意思表示されているんですよ。議長のほうで配慮いただいて、きょうの日程表には議案第30号のほうが最初に来ていますから、議会としてはそうせざるを得ないということですけど、そもそも表題の名前が違うということ。それと、議会に対する提案日が本末転倒といいますか、全く違っているということ。とりあえずその2点だけお願いします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今、鳥飼議員おっしゃった部分は1つの考え方として理解しているところでございますけれども、まず、1つ目に備品の部分でございますけれども、この部分は導入に当たってはこういう品物というのは一つ一つが受注して生産をしてまいりますので、納入まで相当期間があるということで、ある意味早い時期にプロポをさせていただいて、キッズルームとかは既に設置することが決まっておりましたので、そういった意味合いからさせていただいたところでございます。

先ほどから繰り返しになりますけれども、鳥飼議員おっしゃることは重々わかりますので、今後、そういった部分にも配慮しながら議案の提出には当たっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、予算自体が通っていたという、そういうちょっと気のゆるみもあったかもしれませ

んけど、順位はおっしゃるとおりだと思います。ただ、そもそも建てることが決まっていなくて備品ではないので、そこは今後注意するというので、ぜひ御理解いただければというふうに思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

別に違法とかそういうことはないですけど、議会との、議案との関係、総務企画課長もそういう苦しい言いわけは、それは十分わかっておりますので、あくまでも予算は通過していますけど、議会の96条のこの議会の議決においては建物が議決をされてこそ遊園地ですか、子どもキッズができるということを前提にさせていただきたいと思います。

それと、契約のことです。契約書を仮契約、きょうの議案第25号の9ページですね、備品の取得。それと、さっきの30号に戻りますけど、17ページ。2つの契約書を見ていただきたいと思います。

これ先ほど言いましたように、老人憩の家というのが備品購入に入っています。建物の1ページですかね、追加議案の1ページのほうには入っていない。この辺は同じ敷地で同じ建物の中で名称が違っていると。それと、本当は先ほど久保山議員が言いましたようにこの名称の設定を早急させていただきたいと思います。今のところ憩の家を括弧して憩の家備品とあるということですから、その辺の統一をして、12月には当然設置条例が必要ですので、設置条例、料金のことも含めてあります。それまでには当然名称は決定されるでしょうけど、そういうことの矛盾点が1つあります。

それと、見ていきますと、契約金額が「（うち消費税及び地方消費税の額を含む）」と物品には書いてあるんですね。消費税、地方消費税が幾らかというのが明示されていないが1つですね。もう一つのほうは明示されておる。

それと、随意契約の契約保証金、この契約保証金は物品のほうは基山町の契約規則第37条第1項第6号というのは、随意契約の場合は契約保証金は免除の項目だと思っておりますけど、もう一つの本体のほうの分については契約保証金については100分の10、10%の契約保証金を取るように契約規則になっておりますでしょうけど、これの契約の保証金というのは契約履行保険なのか、定期預金の分なのか、その辺をお聞きしたいということ。

それと、発注者が物品のときには甲乙と書いていますけど、下の発注者の住所氏名のとこ

ろには甲乙が入っていない。そして、本体のほうには入っております。こういうふうな同じ契約が両方来まして、物品購入と工事請負契約の若干の差異はあると思いますが、こういう面も含めてやはりこの辺を統一した議案提出なりのときには総務企画課長とかのチェック機関が働いていないということを、今ここを見せてもらって感じておるところでございますので、その辺を含めて、今後議案提出については十分慎重な提案をお願いしたいということと、財政課長ですかね、契約保証金の本体工事の1億8,500万円の契約保証金のところだけ教えてください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

数々の御指摘ありがとうございます。確かに見比べますと相当見解が違う部分もあると思いますので、こういった部分についてはきちんと上程をしますときに十分に審査をさせていただいて、原課のほうも指導してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、言われました名称等についても早く決定をして、12月の条例制定に向けて全力でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

担保の提供の部分でございますけれども、こちらに関しては保証協会の証書（386ページで訂正）の提出ということになっております。

以上です。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員、差しかえとか修正とか求めなくていいですか。議案の名称とかいいですか。

○10番（鳥飼勝美君）

いや、大体そうですけれども、甲乙の契約書がもうできております。これを修正するというのは、金額とか間違っていないので、難しい。契約については、職員の皆さんは大変でしょうけど、ひとつ十分検討といいますか、議案を出されるときにはよろしく願いしたい。それについて町長から一言だけ、今の件について。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今後、引き続き御指導、御鞭撻よろしくお願ひいたします。今後、12月に向けて、いい憩の家にしていきたいというふうに頑張っていきたいと思ひますので、これまでのいろいろな不備につきましてはおわび申し上げ、今後こういうことがないようにしたいと思ひますので、御指導、御鞭撻よろしくお願ひいたします。

○議長（品川義則君）

議会としましても、私も注意しますけれども、議運のほうでも十分諮らせていただくようにこれからお願ひいたします。

ほかにございませんか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

所管ですので、1点だけ。この備品ですね、先ほど言われましたように、健康福祉課と子ども課とまたがった施設になっております。それに関してこの備品は今後どこが所管として扱っていくのか、衛生管理も含めて、その辺のお答えをお願ひいたします。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

この多世代交流拠点については、全体的に健康福祉課のほうが中心になって運営していきますので、うちのほうで管理していきたいと考えています。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

恐らく健康福祉課が所管で、指定管理者が管理をしていくものだと思いますけれども、現在、社会福祉協議会のほうが委託業者になっております。ただ、これから来年度に向けて大幅にこの中身が変わってきます。この備品の管理も含め、相当衛生管理については神経を使わなきゃいけない。そういった意味で町長は社会福祉協議会の会長ですので、副町長にお尋ねいたしますけれども、要するに指定管理の業者選定、これについて金額の大幅な増が見込まれるものなのか。例えば、業務の内容によって指定管理の部分を分けていくおつもりなのか。今回、多世代交流拠点自体がC C R Cまで含んでおります。そういった業務も含めた

上での指定管理の業務になっていくのか、このあたりをお答え願えますか。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

指定管理につきましては、今、久保山議員が言われたとおり健康福祉課で担当して、指定管理で行っていくというふうに考えております。

事業につきましては、多世代交流ということで事業もふえますし、備品の衛生管理等もありますので、指定管理費については増額するのは間違いないというふうな認識でおります。CCRC事業についても、いろんな情報提供をしますので、その分も含めて増額になるというふうには認識しておりますけれども、今度の新しい施設においては、そういう高齢者の住居とかそういう住まいとか、情報提供をしていく部分が主になるのではないかとというふうに考えますので、社協でも私は指定管理は可能ではないかとというふうには考えておりますけれども、公募になりますので、その中で申請してくるものの中から選ぶということにはなるのかと思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今、副町長、公募になりますのでという答弁をされました。恐らく今、契約期間中だと思うんですね。今回、指定管理料の減の部分が出ていますと思いますけれども、要するに次の運営開始する日にちからまた新たにいわゆるプロポーザルなりコンペなりいろんなものを用いて新たに指定管理を決めていくという方針でよろしいですか。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

済みません、ほかの事業と勘違いしておりましたけど、これまだ指定期間があと3年ぐらいあるんですね。その中で指定管理の内容を変更しながら社協のほうに指定管理をお願いしたいというふうに基本的には思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第25号に対する質疑を終結します。

日程第10 議案第31号

○議長（品川義則君）

日程第10. 議案第31号 放課後児童教室建設工事請負契約についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。木村議員。

○7番（木村照夫君）

確かに入札されました。指名業者も5社、全く多世代交流の指名業者と一緒にですね。入札日が平成29年9月1日の9時から、10分後にこの放課後児童クラブのがありましたけれども、5社のほかに基山町として違う業者を入れて、全く同じ5社の業者ですから、そういう手ではなかったのか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

今回の入札に関しましては、同じ日に行っております。それで両方とも建築工事一式でございましたので、結果的に同じ業者を指名させていただいております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それで建設業法によると特定建設業、ほかの他県にわたって営業している建設業者、県内の一般建設業、特定建設業で他県にわたっている業者なんかもいなかったんですかね。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

指名を行う際には基本的な考え方として佐賀県自体がやっておりますけど、ローカル発注という考え方を持っております。まずは町内に本店、支店を有する業者を最優先に、あとは東部土木事務所管内の業者の中から、県の等級表の点数の高いほうから指名をしていくというふうな考え方で今現在やっておりますので、そういった観点で今回5社を指名させていた

だいているところです。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

もらった図面等、10ページと11ページですね。見てみますと、今のひまわり館の横つちよに建つわけですけれども、現在のひまわり館と新しく建つ名称は同じくひまわり館ですか、ちょっとはつきりわかりませんが、この設備の違いですね。これは何かあるんでしょうか。備品も含めて。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

この放課後児童クラブの目的自体は変わりませんので、現在あるひまわり館の増室だと考えております。ですけれども、この増室に当たりまして、支援員からの聞き取りによって、若干施設のほうを既存のひまわり教室よりも追加している部分がございます、例えば、雨天や酷暑時に児童が過ごすための屋外スペースですとか、あとスペースのほうとかも子どもたちが休憩するときに外から見えないような形でということで、扉をつけたりしておりますが、基本的には子どもたちが放課後に過ごすための生活スペースの場の提供ということで、目的とかは同じものでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そうすると、現在あるひまわり館もそのような形にするということが考えられますけど、いや、それは今までどおりなら今までどおりと、新しいのは新しいのと、ちょっと設備の違いが出てきているわけですが、その辺はどのように。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

この運用は同じです。生活の場の提供というところの生活のスペースの場を提供させていただくというのは変わらないので、基本的には同じ運用で考えています。多少ちょっと設備

のほうが変わっておりますけれども、基本的には同じ放課後児童クラブです。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

重松議員。

○9番（重松一徳君）

それこそ支援員のほうからもこの新しい教室の設置は要望があつて、今回なつて大変よかつたなと思ひますけれども、これ全体的な条例の見直しほどのようにされるのかというのと、それこそひまわり教室の既存のひまわり教室が建物的には大変立派なんですけれども、支援員から再三私も言われたのは、物すごく声が反響するんだと、それでこれだけはどうかしてもらえないかと。特に今回新しく建てる部分については、音響の反響といひましようか、これだけはどうかしてもらわないと、子どもたちの声が物すごくやっぱり高いんですね。それが一番の苦痛というふうなことも言われていましたので、それがどんな対策かと。

もう一つは、既存の部分についても何らかの対応をしなければなりませんけど、今回の予算には入っていませんけれども、それについても何か考えがあればお聞かせください。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

今、議員御指摘のお子さんたちの声が非常に大きくて響くというのは、私ども聞いておりました、済みません、先ほどちょっと言わなかつたんですけれども、一応音響軽減策として天井の高いところに有孔板ということで音響の軽減のための建設になっております。

そして、条例の改正のほうですけれども、これは増室ですので、設置要綱とかの地番とかを追加していくことになると思ひます。

あと……（発言する者あり）設置条例です。設置条例のほうを増室の部分につけ加える形で、住所等をつけ加える形で改正していくこととなります。

あと、既存の建物については、今課題として受けとめましたので、予算もあることですので、こちらのほうで考えたいと思ひます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

済みません、設置条例の関係で、例えば、今社会福祉協議会も入れていますね。だから、全体的な見直しを私は今回はもう社会福祉協議会は外すというふうにしないと、あそこも面的には今でも入っているんですよ、A、B、Cでですね。だから、そういうところも含めて、私は今回新しいのが小学校内にできるんですから、そういうところも見直しをしたらどうかというふうに言っているんですけども。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

今、議員御指摘のとおり、社会福祉協議会のほうは外した形で、実態に合った形で改正いたします。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

済みません、所管じゃありませんので、10ページお願いしたいと思います。

配置図なんですけれども、今回、増設するということで車の出入り口から入り口から出口ということで標示されております。ということは、実際できたときには、要するにこういう標示がされるんですかね。入り口はこちらの新設されたほうから入って、出口は既存のところから出ますよという、そういう指示標示をされた上に、何でこういうふうな入り口と出口を別々になさったのかというところを教えてください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今回の全体の工事の関係ですので、建設課より回答させていただきます。

まず、既設のひまわり館と今度新しくつくる教室、こちらが送迎が重なるだろうという想定をしております。その部分で混雑を和らげるために一方通行的な使用で考えております。また、車の進行が一方になることによって子どもさん方もまたそういった動きの中で危険の度合いが和らぐんじゃないかというところで、また、このゲートはある程度ゲートで開閉の調整もできますので、原則等、そういった安全対策面を考慮しながら運営していけるという形で、こういう形をとらせていただいております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第31号に対する質疑を終結します。

ここで2時45分まで休憩いたします。

～午後2時33分 休憩～

～午後2時45分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

冒頭に、先ほど鳥飼議員の質問に対する財政課長の答弁で訂正があるので、発言を許可します。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

申しわけありません。先ほど鳥飼議員のほうから契約の関係で担保の提供をお尋ねいただいたときに、私、保証協会の証書と申し上げてしまいましたけれども、正しくは金融機関の保証書でございました。訂正をさせていただきます。

○議長（品川義則君）

これは1つ議長からお願いでございます。執行部の皆様、発言されるときは大きな声で議長と呼んでいただきますようお願いを申し上げます。

日程第11 議案第26号

○議長（品川義則君）

日程第11. 議案第26号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の10ページをお開きください。ごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11ページ、第1表。11ページ、12ページです。ごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13ページ、歳出について。14ページまでです。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15ページ、第2表 債務負担行為。重松議員。

○9番（重松一徳君）

これ所管が総務文教になりますけれども、具体的な中身は厚生産業になりますので、この場で質問させていただきます。

今回の債務負担行為は、特に私が質問したいのは、保育所緊急整備事業補助金の関係であります。期間については、私は少し疑義を持っているんですけれども、これについては総務文教の委員会で質問します。具体的中身について伺いたいのは、民間保育所を建設する、この建設に対して補助をする、この補助を今回債務負担行為として計上されているという中身だろうと思います。それで、私は民間保育所建設についていろいろ調べたんですけれども、それを私は今回問題にしているわけではありません。私が今回問題にしているのは、平成29年8月4日、第3回の子ども子育て会議がありました。私は傍聴していませんけれども、議事録を読んでいて、実はこういう文章が大変気になりました。これは事務局の発言です。平成32年に公立保育所を、こういう園舎をここに建てるんだという柱が決まって、その後に民間をどうしようかということになると思うんですというふうな発言なんです。これは課長がされたのかは、私あれですけれども、事務局というふうに書いてあります。そうすると、今回の保育所の補助は、先ほど言いましたように民間の保育所建設に対して補助をするための債務負担行為というふうになれば、今読みましたように全体として公立保育所をこういう園舎といいましようか、をここに建てるという柱が決まって初めて民間の保育所をどうするのかというふうになるとなれば、この公立保育所をどうするのかというのをはっきりしなければ民間保育所については議論ができないというのが私の立場であります。まず、公立保育所をどのようにしたいというふうに使われているのか、この点をひとつ明らかにしてもらいたいと思います。

○議員（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

子ども子育て会議のほうで公立保育所の建てかえということで規模と運営と場所について答申をいただきました。子ども子育て会議のほうで答申をいただいたのは公立保育所の場所だけの答申でしたので、子ども子育て会議のほうでは公立保育所の建てかえなので、公立保育所の建てかえは役所の西側の土地がいいということで答申をいただいております。それを踏まえまして、公立保育所を建てかえるに当たり、あわせて運営のほうで分園というような話も出ましたので、あわせて民間のほうも考えていかないといけないということで、民間の場所のほうは子ども子育て会議の後の庁議のほうで民間の建設場所のほうも決定しております。ですので、そちらのほうの子育て会議で発言したのは、まず公立保育所の場所を決めて、そして民間保育所の場所のほうを、そちらのほうは町のほうで決定しております。そして、今基本構想案のほうを策定しておりますので、そちらのほうを踏まえて公立保育所のほうの考えのほうは基本構想の案のほうに反映させていくことで考えております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

それこそ私は先ほど言ったように傍聴していませんから、あくまでも議事録を読んでからの発言です。その中で委員の方から電磁波の問題を出されています。本当に大丈夫なんですかというふうなことを、やっぱりしつこく聞かれている部分があります。

それともう一点は、これも大変気になるんですけども、あくまでも検討委員会であって、決定していた部分は町なんですよと。場所について決定は、私たちには決定権はない。早い話が町に決定権はあるんだと。ですね。これは公立保育園を建てる前提としてこういうふうに言われているんですよ。なぜこういうふうな議論を出されているのか。私はこの委員の、特に民間の保育園を経営されている委員の方と話をしました。この電磁波については大変心配をしていると。本当にここに決めていいんだろうかというふうな心配をしているんだと。だからこそ私たちにはこの決定権はない、あくまでも決定するのは民間でしょうと。もう一人の方がはっきり私に言われたのは、民間だったら絶対ここにはつくりませんよと。こんなにリスクのある、どんなに電磁波が大丈夫なんだというふうに言われたとしてもあえてリスクのある場所に民間保育園は、その方が言われたのは100%つくりませんよというふうな言い方をされているんですね。

しかし、先ほど子ども課長が言われましたように、これは町の決定なんですよという言い

方をされましたね。町でここに民間公立保育所を西側につくると。幼稚園つくると。これはそういうふうに庁議で決めたという中身ですね。そうすると、本当にこれでいいのかというのが子ども子育て会議の中で読み取るんですね。だから、ある委員の方が先ほど言ったようにこれは基山町が決めるんですよと、私たちにはその決定はないと言われた方も、実は民間保育園を運営されている方ですよ。この方もやっぱり大変心配されています。そうすると、私はここも本当にこの場所でいいのかというのを基山町が本当にもう一回議論して、公立保育園をどのようにしていくのかという先ほど言われました基本構想案ですね。基本構想案をきちっと決めて、そしてその後にじゃ民間保育園をどうしようかというふうな議論で初めて私はこの債務負担行為を出さなければならないと。今度は債務負担行為を決めるということになれば、今まで、今先ほど子ども課長が言われましたことを全部議会が議決したと、認めたというふうに私はなるというふうに捉えるんですね。そうすると、大変これ問題があるというふうに思いますけれども、子ども課長にもう一回伺いますけれども、「私のほうで答えます」と呼ぶ者あり）いや、ちょっと待ってください。子ども課長は、そういうふうなところで子ども子育て会議の中では心配は出たというのは当然把握されておりますけれども、それでいいというふうに思われますか。

○議長（品川義則君）

平川子ども課長。

○子ども課長（平川伸子君）

議員御指摘のとおり、不安を与えたまま進めるのはよくないと思います。ですので、そのときに子ども子育て会議で出たのは、一応子ども子育て会議でも役所西側でいいという結論をいただいたのは、電磁波の専門家の方に来ていただいて勉強会してということも入れてくださいということで、それを踏まえて電磁波、必要以上に電磁波に対する誤解もあるということで勉強会をしました。ただ、やはり実際にその数値とかはかっていって、保護者の方や町民の方に安心をいただける形でないと進めていけないというふうにあわせて答申でもいただいておりますので、基本構想をつくるに当たっても、基本構想の中にも九電の方をお願いして電磁波をはかって、その数値とかも言われた形で基本構想案のほうをつくっていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

電磁波につきましては、今日本で一番専門家としてWHOの委員もやられている方に子育て会議でも説明もしくはそういう解説をいただきましたし、別途町民を対象にした説明会もやらせていただいたところでございます。それから、前回はかったときも数値では全く問題ないという結論が出ていますし、今回早急にまたはかっていきたいというふうに思っております。ただ、人間の不安というのはどこまでたっても解消されないものだと思いますので、そこは粘り強くいろいろな説明とかいろいろな専門家を招聘して御理解いただきたいというふうに思っています。

町としては、リスクは全くないというふうに思っておりますので、そういうことで場所はこちらで決めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

じゃ、こういう仮定をしたら本当はおかしいんですけども、庁舎西側の用地に無料で土地を提供しますから民間の保育園建設してくださいと募集しても私は一社も出てこないと思いますよ。なぜかといえば、はっきり言われたんですから、声聞いてください。あえてリスクをとって民間はここに保育園はつくりませんと、それだけ言われている。先ほど言うように、確かに電磁波については専門的な人が発言されて、来られて勉強会、子ども子育て会議の中でも勉強会されたというのは、私はその委員の方から聞いたんですね。しかし、インターネットとかで知らればやっぱりいろんなことが書き込み、不安あります。そうすると、私はここに西側に公立の保育園をつくったらこども課長とか保育園長は大変だと思いますよ。毎回毎回、毎年、入園の申し込みしているときには不安はないですか、不安はないですかというふうに聞かれる。そして、いや、不安はありませんよと聞いて納得してもらえればいいですよ。しかし、納得できなかった方は、私は納得できないから民間保育園に預けますよというふうになったとき、民間保育園は定数はもう定数の100%、120%になっている。公立の保育園は50%、60%。あなたの子どもは定員オーバーですから公立のここの保育園に預けなさいということが言われますか。

私はなぜこれを言うのかというと、あえて基山町がリスクのあるこういう西側の用地に建てる必要があるのかと。ほかに考えられる土地があるのではないのかと。今の現保育園もあ

りますね。民間保育園は、民間の保育園を建設するところが自分で決めればいいだけの話であって、基山町の保育園の場所は基山町がきちっと、少しでもリスクのないところに決めていくというふうにしないと私は問題があるというのがまず第1点です。これ3回目ですから。

もう一点は、これはやっぱり今の公立の保育園は公の施設なんですね。公の施設。新たに今からつくるんじゃなく、今現にある施設、これをどうしようかといった場合は、私は議会の特別議決、議会にかけなければならないと。今先ほど庁議で決定したと言われましたね。庁議で決定しただけじゃなく、私はこれは議会の議決にかけべき。例えば、予算とか条例とかじゃないからかけなくていいというふうな発想じゃなく、特別議決、特別今ある公の施設をどうしようかということを議会にかけるとというのが大変私は大事なんだと。なぜかという、今ある保育園を今の世代も使うし、将来のある世代も使っていくんだという中身ですからね、私はここをぜひしていただきたいと。そして、これは私の心情ですからはっきり言いますけれども、公立保育園を庁舎西側につくるというのが前提で今度の債務負担行為が出されているんだしたら、私は絶対賛成できません。そして、公立保育園を今から先役場西側につくるという予算等が計上されれば、私は絶対に認めることができないと、これだけは申し上げておきます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まずは先ほどから民間の保育園の経営者の方の話が出ますが、子育て会議には何社か保育園の関係者がおられますが、多分その中のお一方のことを言われていると思います。私に対して直接町民の皆さん含めて電磁波のことを言われたのもその方、私に対してはその方一人です。そういう意味では絶対に誰も来ないというふうに言われること自体が私には理解できなくて、ほかの保育園で現実にここで喜んで来るところもたくさんございますし、現実に保育園ではございませんけど、学校の話も実はここに何校か来たこともあります。ただ、いろいろな条件が合わずにうまくはいかなかったんですけれども、そういう意味ではここは非常に人気のスポットだというふうに思っております。

それから、繰り返し言いますが、リスクがあるところというふうにおっしゃいますが、リスクがないと思っているから今進めているわけでございますので、そこは認識が違いますので、ぜひそのところはまたこれからその間を少しでも埋めていけたらいいなというふう

に思っているところでございますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

それから、先ほど決定したと言ったのは多分民間の保育園の場所を決定したと言ったんじゃないかと、こども課長が言ったのがですね。そういうふうにも思っていますので、そこもまたよろしく御理解いただければと思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

保育所整備については、所管の委員長でありますし、また、保育所建設等の特別委員会のメンバーでもありますけれども、この債務負担行為については、私、委員会のメンバーではありませんので、ここで質問させていただきます。

まず、この期間については、総務文教常任委員会の中できちんと審議をするということでしたんですけれども、私はまず、やはりこの期間、平成30年度、1年間にされた理由というのが正直わかりません。なぜこの1年間にされたのか。つまり、まだ基本構想の案も案も出ていない状況です。庁議で決定したということだったんですけど、私たちに具体的な場所というのは何らかの形で発言されたかもしれませんが、正式にどこからどこまでの区域というのを示されておられません。そして、多分全員協議会か何かの席上で言われた場所であるならば、河川改修の法線も定まっていない状況です。ですから、本当にそこにどれだけの規模の建物が建てられるかということも決定していません。

そして、もう一点、この平成30年度の期間のスキームでいくとすれば、わずか一、二カ月でのずれも許されないスキームだと思います。つまり基山町の場合は文化財の発掘調査区域というのが非常に広く存在しています。今、民間の場所を提供しようとする場所がその区域に入っているのか入っていないのかということも調べられていますか。それと、いろんな仮定を含めて、なぜこの平成30年度という1年間に限定されたのか、ここをお尋ねいたします。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

まず、期間の問題ですけれども、期間のほうは公立の保育所を最短でと、老朽化のほうが前提になっておりますので、公立の保育所を平成32年4月に最短であれば開園したいと、開所したいということで考えましたときに、分園ということで考えておりますので、同時に分

園するよりは民間保育所を1年先に前倒しして誘致して開園することによって、その民間保育所の状況を見て基山町の保育の質と量を最終的には調整したいと。また、場所のほうも1年民間が前倒しすることによって基山保育園の近くにつくるということで1年間、保護者の意見交換のときでも分園した園児の心のケアが大切という御意見ございましたので、場所のほうも現基山保育園の近くであればフォローができるのではないかと、園児等へのケアができるのではないかとということで民間の場所のほうも現基山保育園の近くに建てたほうがいいのではないかとということで公立の平成32年4月ということを目標としたときに、民間保育所の建設時期は1年前倒ししたほうがスムーズに分園できるのではないかとということでの最短期間のスケジュール案でございます。

議員御指摘の、そのところ実松川の河川の問題がございますので、今そこは県の土木事務所のほうと調整を図っているところでございます。あと、文化財に関しましたら一応該当ないということで確認をしております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

私はなぜ1年前に民間保育所を建てなければならないかというのが正直よくわかりません。先ほど重松議員が言われた、私も議事録を読んでいて、貞松会長は民間を先で町が後でつくるといことは大変ですよ、やっぱり同時につくらないと難しいと思うんですよ。そういうことはきちんと明記しなければならないというふうな文言がありました。私も全く同じ理由で同時開園のほうが良いと思っています。

さらに、町長は今すぐく庁舎西側人気のスポットで、リスクは当然ないということであるならば、まずリスクがない人気のスポットに民間を先に誘致するというのがなぜ考えられなかったのかと思うんですよ。要するにまだまだ関係機関との協議、特に民地との協議とかも恐らくあの周辺では含まれると思います。そうした中で、まだ不確定要素が高いところをこのスキームに合わせて持っていくよりも、今人気のスポットのリスクのない場所を先に民間に誘致したほうが良いじゃないですか。そして、公立保育所は今の建物の北側に建設することが可能じゃないですか。そして、そこにきちんと子育て支援センターの機能をつけて、そして可能であるならばこども課から向こうに1人ないし2人行く、そして保健センターからも行く、そして当然公立の保育所には看護師もいらっしゃいます。その方も常駐する。そ

うすることによって、私が先日一般質問しました本当の意味での幼保小連携、特に学童保育との連携などのもより充実する形になるんじゃないかなと。そういうことが考えられないのかどうか。そして、本当に平成30年度、1年間というスキームでいけるのか、どこまでの確約があってこの1年間に限定されたのか、そこをお尋ねいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

名前が出ましたので。結局ここは公的な役場全体の子育ての支援拠点にこのエリアをしたいという気があるので、民間ではなくて公立を持ってきて、保健センターと役場本体と一体的にここを基山の子育てのメッカというか、拠点にしたいという、そういう思いでございますので、そこに民間という発想は全く考えていないという、そういうところでございます。まず、その全体のところだけを私のほうからお答えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

あと、期間に関しましたら、やはり4月、入園する時期は4月がいいですので、中途半端に延ばせないといえますか、公立を平成32年4月に前倒しすることでなってくると最短1年前倒しはやっぱり4月になってしまうので、平成31年4月ということで考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

なぜそうみずからどんどん、どんどん追い込んでいかれるのかが私にはわからないんです、正直言って。まだいろんな可能性を探る時期じゃないかなと。要するに基本構想の案の案もできていない状況ですよ。案の案も。これからいろんな現実的な話をつくっていかなくちゃいけない時期なのに、なぜそう、平成32年4月に公立をオープンさせるというのはいいかもしれないです。でも、貞松会長も言われているように同時オープンのほうがいいんじゃないかというふうに実際に言われているわけですよ。それをなぜその1年前倒しでされるのかわからない。そして、私が今提案させていただいたように、向こうに町立保育園、そしてこ

うちに民間保育園ということがまだ可能性として残っているわけじゃないですか。可能性としてなくなったということは、私は思っていないです、少なくとも。であるならば、私は最低でもこの期間を平成30年度から平成31年度というふうに1年間余裕を持って債務負担行為をすべきじゃないかと。もしこれが訂正が出ないのであれば、私は個人的に修正動議をかけたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

繰り返しになりますが、公立に併設して子育ての交流広場みたいなものもつくる予定にしているので、それもあわせてこちらで拠点をつくりたいというのがあれです。

それから、同じく平成32年オープン、民間と公立をオープンすればいいんじゃないかという御意見も、貞松先生もそのほうがいろいろ問題が少ないんじゃないか、それは逆に保育園の経営側の形だと思います。我々の立場からいきますと、今1カ所にあるところの子どもたちを新たにできる2つにぴしっと一遍に分けるのは非常に難易度が高いというふうに、それがまず第1の難易度の高さだというふうに思っております。まずは民間を先にして、民間にどれぐらいの人が抜けるのかを確認した上で、今度また公立の体制——体制というのは規模じゃなくて、どういうやり方をするかも含めてそこを時間差にしたほうが絶対スムーズに行くのではないかというふうに思っておりますので、そこはぜひ御理解いただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、とにかく保育園も待ったなしというか、どんどん案倒しの計画に今までもなってきたので、ここはぜひ公立を平成32年4月というのは、新しい保育所をつくりたいというのは強く思っているところでございます。あとはそのときに先ほどの繰り返しになりますけど、一緒にやりますとそこの人員の配置、逆に言えば、今までこういうパターンはやっておりませんので、もし仮に民間のほうに人が行かないようなケースが出てくると、またその調整は非常に大変だというふうなことも考えておりますので、いろいろなことを考えた上で、民間1年先ということで今考えているところでありますので、そこは御理解いただければと思います。

債務負担行為の期間につきましては、民間が1年前にやるということであれば平成30年度でいいのかなという、そういう感じのことで考えているということで御理解いただければと

思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員、よろしいですか。4回目どうぞ。（「よろしくないですけど……」と呼ぶ者あり）御意見あればもう少し理解深めていただければと、もう一回許可しますけど。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

特例をいただいてありがとうございます。町長の考えは、今聞き及びました。ただ、それは町長のお考えであって、私たち議会は議会の考え方があるということもぜひ御理解ください。そして、やはり公立の保育所がどうあるべきかということ私たちは真剣に考えたいと思っています。そのことも含めて、それと、やはりここが子育て支援の拠点という考え方もあるかもしれないですけども、私は今の保育園の場所が恐らく文教の拠点に、それも保育所と小学校と中学校がきちんと連動する保育所を文教の拠点ということも認識した上であちらがいいんじゃないかということも考えております。

そうした上で、町長は恐らくこれから先の残された期間の中で基本構想の案をつくってパブリックコメントをつくって、基本構想をもう一回つくって、そしてプロポーザルをやって、そして民間を決定して、そして平成30年度に建設というスキームが頭の中にあられるかもしれませんが、私はかなりやっぱり無理があるところが出てくるんじゃないかと。そこを一番心配しております。であるならば、この期間はきちんとやっぱり1年間猶予を持って、そして本当にいろんな関係機関のごり押しを避けて、本当に丁寧に丁寧に議論に議論を重ねて1年間まだ余裕があるという気持ちで接していただきたいというのが私の願いであります。これについて何か御意見があればお聞かせください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、拠点的な話は久保山議員の障がいの関係の質問もあったように、保健センターとの関係がすごく密接で必要だと思っておりますので、一歩でも保健センターに近いところにつくりたいというのがまず気持ちとしてはあるということをお理解ください。

それから、債務負担行為につきましては、今の御意見も含めてもう一回私なりに関係課と平成30年度がいいのか、平成31年度まで広げておいたほうがいいのかも含めて、そこはもう

一度冷静に考えさせていただければと。今の段階で冷静というのも悠長過ぎると言われるかもしれませんが、ぜひちょっとまた後で関係課とも協議したいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

とにかくこれからの基山保育園のあれは小さな子どもたち、特にいろいろな問題を持ったような子どもたちの対応が一番の大事なポイントだと思っておりますので、保健センターに子育ての包括支援センターがまたつくるとというのが国の施策の中でもございますので、それとにかに連動性よく基山町で拠点にしていくかというのが一番大事だというふうに思っておりますので、さっき人を派遣したらいいんじゃないかという話もありましたけど、やっぱり役場から人を何人か派遣するというのは非常に大変だと思いますので、そこは近いところでまさに歩いていけるところで1つの拠点をつくっていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ御理解いただければと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

先ほどから議論になっていますよね。電磁波の問題。以前、図書館の件でそれが問題になったと。だから、町長、1名の方だけじゃないのかというふうな、ということじゃないとは思いますが、やはり町民の中にあることは確かなんですよね。町長言われているように、いや、心配せんでいいですよということだろうとは思いますが、やはり基本構想をつくって、そして町民の意見を聞くと。その結果、基本構想にきちっと反映させていくという方針ですよ。だから、そのときに本当に町民の方の納得を子育てに関することだから得た上でやはり基本構想をつくと。これを、いや、あなたたちの考えは誤解ですよとか何とかということではやはり町民の方の不安はなくなるのかなというふうに思いますので、決してごり押し的に、いや、もう平成31年に開所するというを前提にしたような形というのはちょっといかなものかと。だから、そういう意味では、先ほど言われています、私も何で債務負担行為を1年間というふうにされたのかなと。2年とか普通ちょっと長いですよ。もちろん1年という考え方もありまじょうが、その辺も疑問にも感じているわけですが。

いずれにしても、議会なり、それから町民の方の不安、誤解も含めてですけど、やはりきちっと受けとめて、そして決してごり押ししないと。答申もいただいておりますと、庁議でも決まっておりますということで、皆さんの声は声として受けとめて、この方針でいかせて

いただきますということにならないように十分お願いしたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

要望でよろしいですか、答弁は。（発言する者あり）

松田町長。

○町長（松田一也君）

松石議員の御意見、肝に銘じますので、ごり押しする気は毛頭ありません。これからも電磁波についてはいろいろな説明会等をやっていききたいというふうに思っております。ただ、基本そういう不安がないようにやっていききたいというふうに思っているところでございます。

それから、債務負担行為の話は、先ほども申したように、この議会が終わった後、また関係課と議論して、平成30年度、平成31年度にするような方向が、変更も含めて少し考えていきたいというふうに思っております。ただ、繰り返しになりますが、ここをもう子育ての拠点にして基山町の目玉にしていききたいという強い思いは持っておりますので、そこはぜひ御理解いただければなというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

では16ページ、第3表 地方債補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、1款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

1款2項1目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

1款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

1款4項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款1項1目。7ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款2項1目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっとどこでお聞きしようか悩みましたけれども、これ追加資料でいただいた分ですよ。ごめんなさい、ちょっと確認します。これ、きょう追加資料でいただいた通所給付費別比較表でよろしいですか。（「歳出のほうが……」と呼ぶ者あり）歳出のほうがいい。わかりました。じゃ、歳出のほうで聞きます。

○議長（品川義則君）

それでは歳出のほうでお願いいたします。

14款2項1目、2目、4目、6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17款1項3目、10目。14ページです。末次議員。

○3番（末次 明君）

ふるさと応援寄附基金の使い方についてなんですけど、こちらのほうですね、基本的に寄附金の使い方、6月の補正で16事業、それから今回の補正で9事業がまた追加になっておるわけなんですけれども、基山町としてこの寄附基金の使い方には一定のルールを設けてそれに従って使うようにしているんでしょうか。それとも、もう思いつきで次々ととりあえず使おうというふうにされているんですか。その辺明確な、例えば文書ではされていないかもわかりませんが、基本的なルール等をお知らせください。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

使い方に関して明文化というのはしておりませんが、6月補正では大きくは地方創生絡み、あと、さが未来スイッチ交付金事業ということで、基山町の魅力アップ的な事業をめぐりに充当していったつもりでございます。今回2,900万円ほど充当させていただいておりますけれども、寄附自体が一応コースを5つぐらい分けておりますけれども、協働のまちづくりであったり、文化振興であったり、自然環境の保全であったり、そういうふうなコース分けをしておりますので、そういった趣旨に沿うような事業の予算が出てきたときにはなるべく充当して活用を図りたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

今後も一回寄附していただいた方にリピーターとなっていただくためには、先ほど課長言われたように使い方をきちっと明確化にして、また寄附していただく方々にお知らせするというのも必要かと思うんですが、例えば、ホームページでこういう使い方を基山町はしましたというふうなことは公表されるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

事業に活用させていただいた部分につきましては、ホームページなりふるさとチョイスのウェブページとかでも公表したいと思えますけれども、それは年度末にやりたいと思っています。なぜかといいますと、今はあくまでも予算ベースで充当させていただいていますので、この金額を丸々繰り入れるわけではなく、実際使った金額を額が確定した段階で繰り入れをして、結果を出してから公表したいと思っています。予算ベースで充当してしまいますと不用額が出たときに一般財源に流れてしまいますので、それはよろしくないというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

あと、一昨年度分も含めて今年度から使い始めたわけなんですけど、自主財源ということで非常に使い勝手がいいわけなんですけれども、これはある程度プールしてから使うという考え方なのか、それとも基金のほうに回したら仮に平成29年度で入った寄附金でも寄附基金のほうに回して使うということなんでしょうか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

使い方に関しては、基本的に1年おくれだと思っています。平成29年度に入ってきた分は一旦今年度積んで、平成30年度以降の事業に充当をしていきたいと思っています。確かに平成28年度から基金の残高としてもふえたわけなんですけれども、それまではまだ基金の残高としてもそんなになかったので大きな事業に充てるということが実質できなかったわけなんですけれども、平成28年度多くいただきまして、その分の活用を今年度の事業からさせていただいているということになります。今後につきましては、例えば、先ほどから議論っております公立保育所の建設とかも控えておりますので、そういった事業を目途に少し積み立てていくというふうなことも考えられるかとは思っています。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

今、末次議員が言われましたように、このふるさと応援寄附基金は基山町にとっては大事な事業で、町長も一応年間6億円の基金で半額の3億円を基金として積み立てると、非常に基山町にとっては重要な財産で、一番問題といたしますのは、昨年度は6億円で3億円あって、先ほど末次議員が言われますように、私はこのリピーターというか、毎年こういう事業をやっているから皆さんと、ぜひ基山町に寄附してくださいということでやってあると思うんですけど、その辺が余り見えないとですよ。基山町は昨年でこういう事業をして、こういうことをやっていたというのが極端な話、ホームページなりで、私も結構見るけど、そういうのが昨年度事業したのはとか全然載っていないとですよ。先ほど予算ベースとかいろいろ言われましたけど、私は昨年、平成27、28年度にされたいろんな事業を、こういう事業していますということをぜひ積極的に出して、また新しいリピーターとして寄附をしていただくような、そういう積極性が全然私には見えないんですけど、町長はそういうふうな努力をぜひお願いしたいと思えますけど、どうですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

一部には実は載っているんですけど、なかなか目立たないかもしれないですね。だから、ちょっと目立つところにホームページ、ちょうど今見直しをかけている最中ではありますが、それを待つとまた時間がかかりますので、目立つようにしたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

資料の22ページよろしいですか。補正予算の資料ですね。基金の状況。ここでちょっと私危惧といたしますか、問題を当初予算にもちょっと言ったかと思えますけど、松田町長はことし、昨年が6億円だったからことしも6億円の寄附の見込みがあるだろうということで3億円を基金に積み立てるという当初予算をされまして、補正予算なり町長の説明では申し込みの件数は減っているけど、実際の金額が130%ぐらいふえていると。（発言する者あり）85%と130%じゃなかった。（「八十何%ふえています」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。ちょっと私……（発言する者あり）失礼しました。

1つ心配しているのは、佐賀県のみやき町、みやき町が今度9月補正予算で10億円の基金

積み立てをしているんですよ。その内容まで知りませんが、恐らく当初予算の歳入に10億円は入れていなかったと思うんですよ。うちはまだ全然もらっていない3月、4月時点で架空の3億円を基金積立金として予算措置しているわけですよ。その辺の財政の安全性の原則からいえば、私はみやき町のように当初予算は寄附金だからいつももらえるかわからん、安定収入じゃないから、そういうのは当初予算に入れるべきじゃないと思うんですよ。だけど、ことし6億円、平成29年度は6億円の寄附金がありますと当初予算にぼすと入れるその感覚が私はわからないですよ。寄附金だからこの前総務省から発表されたような高額寄附金は自粛せろとか、いろんな問題ありますから、私はみやき町の今度の補正予算の10億円を見て、恐らく20億円ぐらい大体見通し額その9月現在で至ったから10億円の基金の補正予算をされておると思いますけど、うちは当初から全然もらっていない6億円を寄附金で10億円を基金積立金にしていると。ちょっと私は不安定な財政運営じゃないかと思えますけど、どうしてもその辺がわかりませんが、財政課長はどうですか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

恐らく今言われたところは当初は当初で組みつつ補正で上げられたんだと思います。やり方がそれぞれ市町によって若干違うと思うんですけども、寄附でいただいた分を丸々積立金に一旦積んで、そこから経費分あとを逆に繰り入れるという手法をとられているのではないかと思います。結果だけ見ると予算規模だけかなり膨らむ形になります。うちの場合、議員おっしゃいますように当初から6億円を昨年と同程度ということで6億円を歳入に計上しつつ、おおむね半分を経費として返礼品代とか、あとシステムの利用料なり業務委託料なりを組みつつ残りの分を積立金ということでざっくり3億円ぐらいを積立金の歳出予算を組ませていただいています。

まずあるのは、確かに6億円という歳入が入るかと言われればそれはわかりません。あくまでも見込みでございますので。ただ、積立金に関しましては、基本的に年度末しか積みません。3億円の予算があったからといってももちろん年度始めにそれだけを積むだけの資金自体がありませんので、まず予算はあっても積むことはできません。ただ、4月から年度始めからお申し込みをいただいて入金があつて返礼品を送れば、当然業者のほうにその支払いは出てきますので、返礼品代とかシステム利用料というのは必ず4月から毎月支払いが発生し

てきますので、その分はあくまでもいただいた寄附金を充てないと普通の税なりの一般財源を使うことはできませんから、必ず歳入は組んでおかないといけないというのがまずあると思います。

考え方として、歳入を6億円組んで、経費の分の3億円だけ組むか、積立金は組まないかとなってしまいますと、積立金に組むはずだった3億円が一般財源として流れてしまうので、それはまたまずい話になりますから、ふるさと応援寄附金の事業の中で歳入歳出はプラス・マイナス・ゼロという形で予算をつくっておくというのがやはり基本だというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ということは、来年3月までのふるさと応援寄附金については現行のベースでいけば6億円が10億円ぐらいになるのもあり得るということですね。130%ぐらい伸びるというのは。その辺の現時点での見通しが補正予算が全然上がっていないからですね、その辺の見通しをこういう貴重な財源ですから今後の下半期の状況も見込んだ、その辺の状況が何にも入っていなかったようですから、その辺をお願いします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

去年から本格的なものに変わったので、去年4月、5月、6月、前半はやっぱりペースがちょっと悪かったんですね。だから、ことは最初から去年の終わりのペースで来ているので、メインのところの一番メインは10月、11月、12月が一番来るところなんで、去年が5億7,000万円だったので、ただ、もうすごい今過当競争になっているので、5億7,000万円にちょっとプラスした6億円というのは我々の見込みとしてはちょうどいいぐらいではないかなとは思っています。ただ、それが年度末ぐらいにはプラス1億円、2億円ぐらいの補正予算が組めるようになったらそれはいいことですが、今のうちから10億円になるというふうに口が裂けても言える状況ではないですね、今は。そういうことです。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17款2項2目、4目。15ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

18款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19款5項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

20款1項4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出へ入ります。

1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款1項1目、2目、3目、4目、5目、6目の14目まで。22ページまで。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

済みません、毎回質問させていただいております。

財政調整基金の件です。ことし9月補正予算では繰越金が2億円からあり、交付税も上がってきて非常に今度の9月補正については財政当局も安心した補正予算が組まれているように私は見ておりますけど、ここで問題は財政調整基金の積み立てなんです。ここは実質収

支額の2分の1、あくまでも全部2分の1しかしていないですよ。監査報告では何て書いてあるか知ってですか。これは地方財政法の第7条では2分の1を下らないあれを積み立てるとありますよね。だから、積立金も極端な話、繰越金が五、六千万円のときは2,500万円しか基金に積み立てられないんですよ。ことしは運よく2億2,000万円かぐらいはありましたからね。だから、標準財政規模では佐賀県内20市町では、基山町が最下位の財政調整基金の残高なんです。監査報告でも重々言われているんですよ。特に今度の場合、減債積立金もゼロですね。私も昨年度タングステンの町有地が売却されたときにそういうお金は一般財源に積まなくて基金に積み立てるべきじゃないかというふうにやったんですよ。これは一番基本的な財政調整基金、今のようなこういう状況じゃいいですけど、やはり財政調整基金、減債積立金、おかげで減債積立金、去年は繰上償還されて非常に地方債の償還が減っていますよね。こういうことで目に見える形でなるとしますので、私は極端な場合、3分の2とか、5分の4ぐらいまで繰り越しをして、今度減債積立金にも幾らかすると、今度の場合には繰入金をしないうふうな予算を組んでありますから、そういう柔軟といいますか、そういうふうな財政運営を、財政課長もことしからかわってあると思いますが、昨年までは前課長だったと思いますので、新しい課長として基山町の財政運営の安全性を含めてぜひ次の当初予算なり、今度もそういう極端な場合、財政調整を充てていたのをふるさと寄附基金に充ててその分をやるとか、いろんな方法、ここでいくとあと4億円ぐらいありますから、ふるさと寄附基金がですね。そういうふうな柔軟な臨機応変な財政運営をぜひお願いしたいということで、町長御見解がありましたらよろしく申し上げます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

御指摘の趣旨はよく理解できますが、短期的に考える話かもしれませんが、中長期的な話かもしれないと私的には思っているもので、そこは今、年度の途中でございますので、年度の終わり、そしてまたそれを2年、3年のスパンとかで考えていって、結局いわゆる債務と公債と基金とのバランスというのは全体として考えていかなきゃいけない話なので、御指摘の点に注意しながら、全体での運営を中長期、短期とは言いませんけど、ある程度のタイムスパンで考えていきたい。特にこれから公共施設のまた管理計画でいろいろなものも動かさなきゃいけませんので、そこあたりはきちんとまた見させていただきたいと思いますので、

長い目でまた御指導いただければというふうに思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ちょっと今思い出したと言ったらなんですけど、それに関連して、1つ私の一般質問でやりました園部団地の公共施設の公営住宅、この際、私、来年度に向かって公共施設の基金はありますが、目的を持った町営住宅整備基金とか、そういう名目で私は積み立てていって今後のそういう大型の公共施設等についてもありましたら目的に応じた基金を持って、ただ公共施設整備基金の中にぼすと入れないで、そういうふうな目的を持った公共施設に充填する個別的な基金の創設に向けてぜひ検討をお願いしたいということをお願いいたしまして、終わります。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款5項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

26ページ、3款1項1目、2目、5目、6目。（発言する者あり）

資料説明をしていただけますか。松石健児議員。

○1番（松石健児君）

6目の扶助費、障害児通所給付費についてですけれども、これ私、資料請求させていただきました。細かくいろいろ出ておりますけど、全体的に通所給付費が上がっております。最

後の3ページの相談支援分に関しましては、平成26年度が38回に対して、平成28年度は90回とふえております。人数にしましても22人から38人ということで、予算ベースでも約1,000万円近く上がっておりますけど、この辺はどういった理由でなっているのかということが1点と。

もう一点だけ、この3ページの一番下、「通所給付決定を行うに際し、医学的診断名または障害者手帳を有することを必須要件としておらず、療育を受けなければ福祉を損なう恐れのある児童も対象となる。」と明記されておりますけれども、対象外の方の基準等があれば御説明ください。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

障害児通所給付費につきましては、ここに出している資料のとおり、全体的に人数もふえてきているところでございます。それと、さっきも言われた医学的診断名そういうのが要らないというところは医師の意見書、これでサービスを受けることができます。そういうところでこの条件的なところは書いてあります。内容的なところは全体的な所管といたしましては、やはり放課後等デイサービスのほうが金額的にも800万円程度は上がっていますので、ここが一番の増加の要因とは考えております。これの1人当たりの金額としましては、平成26年度が79万5,000円程度で20名、平成28年度が1人当たり75万7,000円程度で36名ということで、平成26年度のほうは大体毎月当たりのサービスの利用者数が全体的に多かった、1人当たりが多かった人がおられたのではないかと考えておりますけれども、それから、平成28年度については同じようなペースでいって、新しく入った人は月にサービスを使う回数、多分軽度の障がい者の方が新しくサービスのほうを受けられているのではないかと考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

延べの部分もあるんでしょうけど、これ平成26年度以前がよくわからないんですけども、この2年間を見るだけでも急激に単純な人数増でもふえてきております。これ今後、見込みとしてこういった増加率で上がっていくのかどうか、あるいは今回いろんな制度等の改正に

よって上がったので、ある程度この後は緩やかになるのかということが1点と、先ほど言われた医師の意見書ですね、ちょっとよくわからないですけど、診断書ではなくて意見書、この違いというのはどの辺にあるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

診断書というのは病院からの証明みたいな感じになりますけど、ただ、こういう特徴がありますよというふうな感じで署名してある意見書ということで表題についているところがございますけど。その程度しか詳しくはわかりませんが、済みません。

これから先、この延べている分には施設のほう、特に放課後等デイサービスの施設のほうの整備が進んできたのではないかとということも考えております。ある程度の限界点じゃないですけど、このままの状態ですっとふえていくであろうとは考えていないところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

今後も注視していきたいと思っておりますけど、非常に伸び率が高いので負担も、国あるいは県からの補助もかなり占めていると思っておりますけど、福祉関係に対して今後負担が別のところでふえてくるということも制度によっては考えられますので、今、済みません、もう一回お伺いしますが、医師の意見書です。これ診断書等以外でも「療育を受けなければ福祉を損なう恐れのある児童も対象となる。」ということですが、これは意見書だけですかね、それ以外の場合でそういった方も対象となるということはほかにはないんでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

療育手帳ももちろん持ってある方も対象になりますし、診断書でも対象になります。ただ、障がい児ということで療育手帳を申請したくないという方もおられるので、こういうふうに医師の意見書レベルでということでのサービスを受け付けるということでやられておると思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。栗野議員。

○4番（栗野久明君）

済みません、多世代交流拠点の駐車場の建設についてですけれども、金額からして大体わかるんですけれども、ちょっと内容が薄いもので、駐車スペースも16台程度を絵として駐車する今の公園のところですかね。まず、碎石で終わる形になっていますけど、将来的には舗装するのかどうか。というのは、碎石の場合は草とか相当生えてくると思うんですが、その後のメンテがかかるんじゃないかなというのが1つあります。それと、工期的な明示がありませんので、大体交流拠点ができたときには使いたいということで、それに合わせる形なんでしょうけれども、予算的なベースで碎石になったのか、それと工期的なものをちょっと教えてください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まずはこのスペースの碎石になったということは、今回、子どもの施設等も交流というところで使いますので、そういった屋内利用が町内でここ1カ所になりますので、こういった遊具の屋内で遊べる場所がですね。そういったところから利用は多いだろうという想定の中で、碎石でも利用がありますと草はなかなか生えないと、車の往来がありますので生えないというのがございませぬので、まずはこれで構造上安価になりますのでさせていただいてというところで、今考えているところです。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

であれば、メンテの面で草が多く生えるようであればまた今後考えるというふうな格好でとってよろしいんですか。結構草が生えると思います。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

草刈り等のメンテについては、状況を見ながらやっていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

では、3款2項1目、2目。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

子どもの貧困に関する実態調査業務委託料、ここで17歳以下を対象に2,500世帯ということでしたが、これは全国的な問題でもあるので、調査内容は大体全国的なものと同様内容で出されるのかという1点と。

それから、それにより具体的でなくてもその次に出てきた答えによって施策につなげていきますという計画的なものも含まれての調査委託料で進めていかれるのかという、この2点をお願いします。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

全国統一の貧困調査というのはなかなかないので、先進地でやっているところがございますので、その先進地の調査ですね、例えば、武雄とか日南とかというのが実施しておりますので、そういうところを参考に項目のほうを考えていきたいと思っております。

あとやはり項目をつくるに当たっては、ひとり親、そういうところも入れた形で作っていききたいというふうに考えております。これは実態調査2,500全対象にいたしまして、当然計画指針までつくるところを考えております。計画指針のほうは次年度のほうにつなげていききたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

ほかに。重松議員。

○9番（重松一徳君）

新規事業という形で事業説明書をいただいておりますので、まずこれも説明してもらいたいという、事業対象がゼロから17歳の子どものいる世帯、保護者を対象にするんだと。あくまでも子どもじゃないと保護者にアンケートに答えてもらうという中身ですね。私の家は子どもは貧困ですよというふうな質問をされて、保護者の方が素直に答えるのかなというふう

な、私はこれ難しいのは子どもが貧困というよりも親が貧困なんだという部分ですね。それを素直にアンケートといえども実態的に出てくるのかなというのが大変難しいのかなと思いますけれども、この中身を含めて新規事業ですので説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

中身で考えておりますのは、世帯を対象に考えております。貧困ですかという聞き方とかというのは非常に難しいと思うんですけれども、事前にひとり親の方にどういう支援が必要ですかというのを私どものほうで聞いてみたんですけれども、そのときには結構回答のほうをいただいておりますので、回答しやすいような形で項目のほうも考えていきたいと考えております。今考えているのは、現状把握ということで子育てをめぐる現状とか、子育てをするに当たっての必要な教育の支援とか、生活の支援、保護者に対する就労の支援とか、経済的支援等に関するニーズ、これはまだ定まったものではないですけれども、こういうことに関してアンケート調査のほうを実施していきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

非常にいいことだというふうに思います。貧困の実態がつかみにくいと、貧困が見えないという中で具体的につかむということは非常に大切なことだと思っております。

それで、それに基づいて対策も立てていくということでございますが、先進地、先ほどちよつと言われましたが武雄なんかを見てみますと、その対策について本当に非常に事細かに冊子等をつくられていますよね。例えば、ひとり親世帯に対する冊子、これはきれいなカラーの冊子、私いただいておりますが。それから、今度もまた新しく貧困対策について対策をつくられています。だから、そういうのを保護者の方にちゃんと渡すと、どういう施策がありますが、どういう補助というか、いろいろなやつがありますよということ、そういう冊子をつくっていくということが私は必要だろうと。まず知らせるということですね。その辺については当然考えられていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

今回、計画指針、骨子案まで取りまとめて次年度につなげていくんですけども、事前にひとり親の方に聞いたときに、結構施策について、今、議員御指摘の施策について知らないという方もいらっしゃいましたので、それをどういう形で子育て支援ハンドブックのほうも今つくっているところですので、ちょっとまだ次年度どういう形でそれを冊子化していくとか、計画指針、骨子案をつくるというところまでは計画しているんですけども、それをどういう形で施策の対象の方に伝えていくかというのは、今後また実態アンケート調査の結果等を見て検討していきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款1項2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款2項2目、3目。29ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款1項3目、5目。重松議員。

○9番（重松一徳君）

今回、ジビエ解体処理施設工事の追加、それと用地購入費が全額更正とかされておりますね。私は、1つはこういう処理解体場から出る雑排水の処理、これが前回いつかの説明ではもしキャンプ場だったらキャンプ場にある合併浄化槽というふうに、そういうふうな説明もちょっと聞いたことがあるんですけども、今回の場合、これ合併浄化槽の設置の工事費は私見る限り入っていないと思いますけれども、どういうふうな雑排水の処理の仕方をされているんですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

重松議員がおっしゃられたとおり、当初キャンプ場周辺というのも建設地の候補としてキャンプ場を利用した場合にはキャンプ場に既存の浄化槽が使えるのではないかとということで想定もしておりましたけれども、保健所との協議の中で肉を処理した汚水と人が使った汚水というのを一緒に処理することはできないという指示がありまして、キャンプ場の汚水処理を使うことは難しいということでその分は新たに補正ということで工事費の追加ということでお願いを今回させていただいております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

図面をもらったんですけれども、図面の中にはそれこそ合併浄化槽とかこういう雑排水の処理についての図面は全くないですね。どれぐらいの大体合併浄化槽の施設といたしましうか、何人槽とかいろいろありますけれども。問題は、合併浄化槽で確かにある一定程度雑排水処理しますけれども、私の家も合併浄化槽ですけれども、やっぱり一遍に大量に雑排水を流すと浄化し切れずにそういうのが処理できんまま排水処理する場合もなきにしもあらずなんです。特に今回の場合、肉片とかそういうのは完全に流れないように処理はされると思いますけれども、やっぱり血とかなんとかいうのはどうしても場合によっては色が出ると排水の中に、そうすると排水同意といたしましうか、地域の地権者、特にちょっと後で聞こうとも思っていたんですけれども、そういう地権者との地元の合意、これはできているのかというのと、もう一点は、私もずっとわからなかったんですけれども、キャンプ場という自然を満喫する場所にそれこそ人間の営みの最たるものでもあるんですけれども、食べるために、それをつくるという発想が私はいんまり結びつかないと。だから、てっきりほかの用地を確保されるのかなと、もう少し人里離れたところとかいうふうに思っていたんですけれども、この辺についてのよかったら排水同意とキャンプ場につくるというのが本当にどうなのかという、メリットもあるかもしれませんが、デメリットもあるというふうに思いますけれども、この辺についての考えを聞かせてください。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

3点質問があったということでお答えさせていただきます。

まず、排水の浄化槽の容量なんですけれども、5人槽ということで図面を見ていただくとわかるんですけれども、トイレ等も設置しておりますので、トイレ、人が使う用と処理した分ということで5人槽をそれぞれ設置いたします。どちらにつきましても5人槽ということで考えております。あと、排水の件なんですけれども、血液等の流出というのは懸念されていると思いますけれども、少量については浄化槽に流すことはあり得ますけれども、基本的に別のバケツ等で血のほうは取り分けてそちらについては産廃処理をする方向で検討しております。

続いて、同意につきましては、当然排水、水を流しますので同意が必要なんですけれども、こちらのほう、水利権者等、農業委員会や農業関係者等をたどって訪ねてみたんですけれども、現在水利権ということで方はいらっしゃらない。そういったこともございましたので、6区の生産組合等農業関係者のほうに説明をいたしまして、同意については区長に代表して同意をいただこうということで調整を行っております。

3番目については、キャンプ場を活用するというところでいろんな御意見はございますけど、まず、ジビエ処理というのは冬がメインになってくると考えております。キャンプ場につきましては夏場がメインに使われると思っておりますので、表裏で使えるという場所の活用ということもございまして、ジビエ等の処理した肉をキャンプ場等で活用していただくとか、そういったこともございます。また、狩猟等、イノシシ等の搬入時間は1時間というのが適しているということで、なるべく捕獲される地域というか、捕獲に近いところでということでキャンプ場が最適ではないかということで、今回の判断に至っております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。――ほかに。栗野議員。

○4番（栗野久明君）

この解体処理施設の分は建物の平面とかそこら辺いただいておりますけれども、場所がグラウンドみたいなどころの奥のほうにつくられるということで、解体個数も100頭から150頭ぐらい当初考えられると思うんですけれども、1頭ずつ持ってきても150回とかそういった回数になりますけれども、そこまでの進入路をどう考えているのかということと、今現在の道路からの入り口とか、そこら辺の工作物とかがちょっと出てくるのかなと、締め切ったらですね。そういったものは今回の費用に入っていないのか、全く考えていないのか。結構な重

さがあると思うんですが、そこら辺お願いします。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

栞野議員の質問に対してですけれども、建設予定地としてはキャンプ場の東側にあるグラウンドを考えております。グラウンドに行かれた方は御存じかと思っておりますけれども、手前に右手のほうに上っていく道がございます。そちらのほうから進入を計画しておるんですけれども、御指摘のとおり、カーブ等が急になっておりますので、その場所につきましては側溝等、通りやすいように少し扱うということで、そちらについては工事費の中に今回入れさせていただきますいております。

○議長（品川義則君）

栞野議員。

○4番（栞野久明君）

何回も言っておったところですが、記憶に入っていませんでしたので、済みませんでした。そういった状況を整備していただきたいということで、よろしくをお願いします。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

キャンプ場というのは、どちらかという、子どもたちがよく使う施設でありますけれども、夏と冬ということのお話もされましたけど、グラウンドは一応グラウンドですよ。ですから、キャンプのときにどういうふうに使われているか、私ちょっとあんまり把握していませんけど、そこに割と夏場、春以降、その施設が誰もいないような状態で鍵はかけてあるでしょうけれども、そういうところに子どもたちが不要に入るような状態にならないとも限りませんが、そこら辺の施設の管理とか周りにフェンスをすとか、そういうことは今後考えられてありますか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

御指摘のとおり、キャンプ場のグラウンドということですので、ほかの方の使用というこ

とも当然考えられると思いますので、簡単な目隠しというか、そういったものは検討していきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

もう目隠し程度ですか、大丈夫ですか。子どもたちが進入したり、ガラスを割るというか、そういう方はいらっしゃいませんでしょうけど、あそこはたしか自由に入られますよね、グラウンドには。鍵もありません。車で進入するところは私もわかりませんが、やはり夜間とかいろんな方が入らないような安全面は気をつけていただきたいと思いますけど。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

大久保議員の御指摘につきましては、今後、指定管理者等とか決定していく際にそういったところも配慮して選定に入っていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。木村議員。

○7番（木村照夫君）

次の19節なんですけど、青年就農給付金から農業次世代人材投資事業費補助金と事業名が変わったと。その事業内容は変わっていないんですか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

事業内容は変わっておりません。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それで、5年目で助成打ち切りと、新規就農者5名いらっしゃいますけれども、そういう方の1年目、2年目、3年目、5年目と、おのおの何人ですかね。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

来年度において2人の方が5年目を迎えられると思っています。あとの方は、またその後も続くというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それで5年目でこの助成を打ち切られるという方、実際、農業で自立できていけるのか、あともう一点、新しい新規就農者の希望があると、それは何名ほど新規就農者の希望があるんですか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

5年目で打ち切られる方というか、この申請をして補助金をもらえる方というのは3年目で指導が入ります。県とうちのほうで指導が入ります。そして、5年過ぎてその計画は約250万円の所得を目指すというふうな形で進まれているので、それぞれに努力をされて頑張っておられます。

それと、今後の新規就農に関しては、今のところ私のところでは入りたいという方については今聞いてはおりません。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次行きます。

6款2項1目、2目。31ページ。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

所管ですけれども、2目。林業振興費、新規事業で資料の42ページ、43ページ。これが19万6,000円と50万2,000円となっています。ただ、これは総事業費が78万4,000円と589万5,000円というふうに合計を足してもこの数字にはなりませんので、この資料の見方を教え

てもらっていいですか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

まず、42ページのほうの森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金のほうになるんですけども、総事業費78万4,000円を受けまして、国のほうから一回協議会を通して直接事業主体のほうに行きますので、町の歳入に入りません。そのためにこの分の歳入金額58万8,000円を入れておりませんので、その分の差がこの資料の中で出てきているというふうに思っております。

それと、43ページのほうの造林事業費補助金も同じく総事業費589万5,000円ですけども、国と県、直接事業主体のほうへこの分の補助金が流れますので、町を経由せずに流れますので、その分の差がここに出てきているものというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

課長、以後はそういうことは記入いただけますか。鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

この記入の方法について、歳入について、町の歳入に関するものはここに記入して全ていっていると思います。先ほど説明しましたように、町のほうへ歳入が入ってきていないものこの書き方については、どう取り扱うかは今後検討していきたいと思っています。

○議長（品川義則君）

お願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款1項1目。33ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款3項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款5項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款2項1目、2目、3目、4目。松石健児議員。

○1番（松石健児君）

済みません、所管ですけれども、建設課と関連すると思いますので、40ページの1目15節の……

○議長（品川義則君）

済みません、まだそこまで行っていません。（「あら、済みません」と呼ぶ者あり）

39ページございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款3項1目、2目。松石健児議員。

○1番（松石健児君）

失礼いたしました。

同じく1目15節の工事請負費、基山中学校の駐輪場の工事に関してですけど、資料の39ページに設置箇所が明記されております。今回設置理由というのは、自転車の利用区域を

広げたということによるものだと伺っておりますけれども、通常、既存の駐輪場までは今まで小学校の間を通過して駐輪するのが一般的だったと思いますけれども、今回、中学校の建物の裏側のほうになっております。こちらになると搬入経路としては、今までの通路から裏手のほうを通過して入る場合と、グラウンドの野球のバックグラウンドを通過して体育館のほうに入って行く経路等々が考えられると思います。この体育館の裏側には教職員の駐車場もありますけれども、この辺の裏手の道路のカーブミラー、あるいは出入り口等についてのカーブミラー等の設置についての安全面等も考慮した上で駐輪場の設置を考えられているのか。

もう一点は、以前、この体育館前のロータリーの部分で人との接触事故等も起こっておりますけど、今回このあたりを駐輪の通路として使用する場合の安全面の考慮を考えた部分がありますでしょうか、お伺いします。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今回、平成29年度から自転車通学者の区域を広げましたので、その分で不足分の工事ということで上げさせていただいております。実際、工事完了後にどの位置に誰がとめるかというのは地区別の割り振り等もありますので、そこはまた学校のほうと協議をしながら考えていきたいと思っておりますので、今の台数がどちらから入るところまでは確定した数値ではまだ決定はしておりません。ただ、やはり安全面には最大限考慮をしなければいけないと思っておりますので、カーブミラーの設置とかというのはまだそこは考えておりませんが、安全面に対しては十分注意をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

外側の町道からの進入の安全ということでございましたので、まず、今この道路には既に狭いということと、カーブがあるところにはカーブミラーが設置されておりますので、今のところこの道路を使う中で新たなカーブミラーはないのじゃないかと考えております。ただ、先ほど通学自転車の配分等によりまして進入の経路がまた変わってくる場合もありますので、

そういった場合には道路側も交通安全、そういったものに配慮する形で再調査をし、検討していきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

要望ですけど、カーブのところは設置はされていると思いますが、この資料で見ると、体育館の横から右手に入るあたり、あるいは駐車場との合流地点、それと、この図面でいくと右側からの入るあたり、この辺は一般住宅もありますし、先生方の車が通る可能性もあるかもしれませんが、後から取りつけるというよりは利用する前に安全場所を確認して、できれば先に設置するほうが有効じゃないかと思っておりますので、ぜひ御検討お願いいたします。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。末次議員。

○3番（末次 明君）

関連するんですけども、基山中学校の駐輪場ですが、基山中学校の生徒が407名ほどということでピーク時の約半分以下かなと思うんですけども、現在が既に130台置いて、今度50台ですから180台置けるということなんですけども、今現在は入らない分というのはどういうふうなとめ方をしてあるんでしょうか。

それとあと、今度区域を広げられましたけれども、トラブルとか事故は今現在は今年度になって発生はしていないんでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

本年度、自転車通学できる生徒の数としては172名になります。ですので、今駐車場のほうが130台分ありますので、42台が不足しているという形で今回の増設の工事になっております。

自転車の事故についてということですけども、接触の事故等、重い事故ではないんですけども、通学途中に接触したというのではなく、別に学校から帰った後に接触したというようなところはありましたけれども、これはちょっとかごが当たった程度のものでしたけれ

ども、通学時点で接触というのは今のところ聞いておりません。なので、区域を広げたとい
うところでそういった事故が多くなったという部分では今のところ把握はしておりません。

(発言する者あり)今は大規模改修のほうがあってございましたので、外側に足場のほうを設
置していただきましたので、その部分で置けない自転車については体育館前のバスケットコート
の付近、それから今回工事予定にしております校舎の北側の川側、こちらのほうに自転車は置
いておりました。

○議長(品川義則君)

末次議員。

○3番(末次 明君)

先ほどもどういう形式の自転車置き場なのかというのをもう一度お聞きしたいんですけれ
ども、Aは1番のところですよということで1個ずつ車輪を入れて置くような形式の自転車
置き場なんでしょうか。

○議長(品川義則君)

井上教育学習課長。

○教育学習課長(井上克哉君)

今、屋根付きの自転車置き場で区画を5台ずつで区切っていて、その順に1番から5
番の間に誰が置いてください、5番から10番の間に誰が置いてくださいということで学校の
ほうで生徒に対して場所の指定をしております。(発言する者あり)形状としましては、現
状は駅にあるような前輪を突っ込んで固定させるタイプではなくて、下のほうコンクリ打ち
で屋根があるタイプという形になります。

○議長(品川義則君)

末次議員。

○3番(末次 明君)

自転車はどうしても駅前周辺だと放置自転車とかがふえてくると迷惑する方が多いんです
が、中学校ではある程度指導すれば防げると思いますけれども、放置とか、鍵をかけずに何
日も放置するとかいうことがないようにぜひ指導をお願いいたします。

○議長(品川義則君)

ほかにございませんか。河野議員。

○8番(河野保久君)

自転車に乗ってくるときの決まりはどうなっているんですか。例えば、ヘルメットをかぶるとか、何かそういうことありますよね。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

今おっしゃいましたように、ヘルメットをかぶるということと、交通法規を十分に守るということ、これは絶対的な条件でございます。ですから、一般の人が自転車で右側を反対から行ったりすることがあるんですが、絶対そういうことがないように。それから暗くなったらライトをつけるということも、子どもたちはライトをつけることをなかなかしませんが、今の自転車は自動的についてしまうというのがありますので、そのあたりは十分指導しているというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

けやき台からだ坂がすごいんですね。僕は事故に遭うよりも起こした場合の補償だとか何とかでトラブルが起ころはせんかいなというのが一番怖いんです。あるところでは自転車は自賠責というか、保険かけてじゃないと乗せないというところも出てきつつあるんですね、いろんな市町村でね。中学校だと特に親御さんの問題あるし、地域とのトラブルになるとそれこそ学校との関係になりますので、ぜひその辺のことも最悪のことを考えて、特にけやき台から坂で来たら、年寄りなんか来たら大けがしますもんね、いつも僕はひやひやしています。なので、そういう補償までも何か学校で考えるのか、それとも義務づけるのか、何か対処を考えていただきたいと思います。この場では返答結構です。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款4項1目、2目、3目、4目。41ページです。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

委託料の対馬交流事業ですね。これは昔あったのだと思うんで、このいただいている資料

を読んで、交流ということなので、恐らく、具体的な交流内容はお聞きしませんけど、そのときに旧中央公民館で2つの小学校から行きたいと手を挙げた子どもたちを抽せんて選んだという経緯があったんですけど、今回何人ぐらいの子どもを交流事業として向こうに行かせようとかいう、そこぐらいまでの具体的なものは上がっていますか。この資料の中では趣旨と金額だけが書いてあるということなので、お聞きしていいでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

資料の補正予算関係の追加分のほうの3ページを見ていただきたいと思いますが、こちらの資料の3ページのほうに今回の交流事業の資料をつけさせていただいております。一応時期としては11月の下旬を予定しております、そこに小学校の5年生から中学校3年生までを対象にして30名程度の人数で1泊2日の行程で交流事業を行うというような形で考えております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

ということは、私のところの子どもが経験したときは中学校に入っていなかったんですけど、結構多くの子どもが参加の手を挙げて、いわゆるさっき言ったように抽せんということだったんですけど、想定は一応そういうこともあり得ると。過去にあって子どもの数は減っていますけど、そういうこともするというを想定されているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

正直、募集してみないとどれぐらい集まるかというのがわからないところではありますけれども、ここで学校のほうに一応募集をして、それで参加者を決めていくということになりますので、人数のほうが多ければ抽せんという形になることも考えますし、先着順にするかそこで抽せんをするかというところはまだはっきりしたところは決めておりません。

○議長（品川義則君）

これからだそうです。

河野議員。

○8番（河野保久君）

これは明治維新の150念記念の交付金を利用して今回やるということですが、以前も何か基山で私が育成会をやっていたときに継続的に毎年、何年ぐらい続いたんですかね、5年か10年——10年ぐらい続いていたんかな、行ったり来たり行ったり来たりの交流があったんですよね。ことし基山から行ったら来年は対馬から来たということの交流の事業があったんです。その当時の課長に聞いていただければ——いないか。わかります。僕が聞きたいのはこういう事業というのは単発でやっても意味がないと思うので、ぜひあれにも書いてあるんですが、これを契機としてそういう対馬との交流を継続するような方向に持っていきたいというふうな事業説明が書いてあるので、ぜひ、せっかくこういうチャンスなんだから何かその辺はそれこそいろんな財源を生み出すことを考えて交流を対馬と、せっかくあれだったら深めていただいて長続きするような事業にさせていただきたいと思うんですけど、そういうお考えはないでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

3分の2は県の、たまたま県がことしと来年あるんですけど、もともとふるさと納税で対馬と基山の交流事業でその中でふるさと納税してもらった寄附金を交流事業に生かしますという合意を対馬市とやっておりますので、そういう意味ではふるさと納税がある間、ふるさと納税の対馬と基山の交流がある間はある程度の財源は確保できますので、そういう形でやりたいと。初年度はまずはルーツを知って、重立った子どもたちに基山町のルーツを知ってもらうというところで、昔はちょうど何とか創生の竹下基金か何かの基金でやっていて、基金の利子がなくなった瞬間にやめたんだというふうに記録には残っていますが、そういう意味ではもう一回それを再開して、また来年は少し県の補助金もいっぱい取れそうなので、また今度は来てもらうほうなので、違ったことも考えていきたいなというふうに思っています。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

ぜひそういう方向で、今度は途切れないような形で考えていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

明治維新150年ということで今、佐賀県でやってあるのはどちらかというと鍋島藩、旧鍋島藩、肥前ですね。どうしても基山を中心とした対馬藩の田代領については若干余りスポットが当たっていないような気がするんですけども、来年、肥前さが幕末維新博覧会というのがあるのであれば、ぜひ町長を中心に基山町といいますか、対馬藩を売り込んでいただきたいんですけど、それをやるのはやっぱり基山町がリーダーシップをとらなくてははいけないと思いますので、その辺はどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

来年、サテライト会場で実は鳥栖のくすり博物館がもうそういうふうになっております。うちにはそういう場所がまだ今のところ、例えば、一部図書館であったり、庁舎のあいたスペースとかで、サテライトのまたサテライトみたいな感じのことぐらいはできるんじゃないかなという議論は今やっているところがございますけれども、県としては田代、基山は対馬藩だけど、維新にとっては非常に関係があるということで、鳥栖、基山もぜひ参加してくださいという、そういうスタンスなので、それにはちゃんと乗っていききたいなというふうには思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款5項2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

12款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第26号に対する質疑を終結します。

日程第12 議案第27号

○議長（品川義則君）

日程第12. 議案第27号 平成29年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の17ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

18ページ、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、1款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款2項1目、6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6ページ、5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項1目。8ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出へ入ります。

1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16ページ、11款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款3項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

12款1項1目。予備費。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第27号に対する質疑を終結します。

日程第13 議案第28号

○議長（品川義則君）

日程第13. 議案第28号 平成29年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の20ページをお開きください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

21ページ、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

22ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、次に事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、1款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出へ入ります。

2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第28号に対する質疑を終結します。

日程第14 議案第29号

○議長（品川義則君）

日程第14. 議案第29号 平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、
本案に対する質疑を行います。

議案書の23ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、補正予算に関する説明書に入ります。

1ページをお開きください。

実施計画兼事項別明細書です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

続いて9ページ、予算キャッシュ・フロー計算書です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10ページ、給与費明細書です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11ページ、予定損益計算書です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13ページです。予定貸借対照表です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第29号に対する質疑を終結します。

日程第15 認定第1号

○議長（品川義則君）

日程第15. 認定第1号 平成28年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、
本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、認定第1号に対する質疑を終結します。

日程第16 認定第2号

○議長（品川義則君）

日程第16. 認定第2号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、認定第2号に対する質疑を終結します。

日程第17 認定第3号

○議長（品川義則君）

日程第17. 認定第3号 平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、認定第3号に対する質疑を終結します。

日程第18 認定第4号

○議長（品川義則君）

日程第18. 認定第4号 平成28年度基山町下水道事業会計決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、認定第4号に対する質疑を終結します。

日程第19 報告第4号

○議長（品川義則君）

日程第19. 報告第4号 平成28年度基山町財政健全化判断比率等の報告についてを議題とし、本報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、報告第4号に対する質疑を終結します。

日程第20 報告第5号

○議長（品川義則君）

日程第20. 報告第5号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についてを議題とし、本報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、報告第5号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結します。

日程第21 委員会付託

○議長（品川義則君）

日程第21. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（品川義則君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午後4時41分 散会～